

平成 26(2014)年度

自己点検評価報告書

[日本高等教育評価機構様式準拠]

(2012 年度～2013 年度)

平成 27(2015)年 3 月

尚絅学院大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等.....	1
1. 尚絅学院大学・尚絅学院大学大学院の建学の精神・基本理念.....	1
2. 尚絅学院大学及び尚絅学院大学大学院の使命・目的.....	1
3. 尚絅学院大学の特色.....	3
II. 沿革と現況.....	4
1. 本学の沿革.....	4
2. 本学の現況.....	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価.....	7
基準1. 使命・目的等.....	7
基準2. 学修と教授.....	12
基準3. 経営・管理と財務.....	48
基準4. 自己点検・評価.....	68
基準A. 研究活動.....	73
基準B. 地域貢献・国際交流.....	79

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 尚綱学院大学・尚綱学院大学大学院の建学の精神・基本理念

尚綱学院は、明治 25(1892)年アメリカ合衆国のバプテスト派婦人外国伝道協会から派遣された女性宣教師たちによって「尚綱女学会」として創設された。わずか 9 人の生徒で出発した尚綱女学会は、校名の出典ともなった中国の儒教の書『中庸』の一節「衣錦尚綱」と『新約聖書』のペトロの手紙 I 第 3 章 3 節～4 節の言葉に示された人間のあり方を建学の精神とした。「衣錦尚綱」とは、中国の『礼記』の編章である古典『中庸』の一節であり、金や銀、色鮮やかな糸で織られた美しい着物を着ていたとしても、それを見せびらかせて驕るのではなく、その上に質素な麻の打ち掛けをまとい、錦のきらびやかさをつつましく被うという君子の道を説いた言葉である。また、ペトロの手紙 I 第 3 章 3 節～4 節には、「あなたがたの装いは、編んだ髪や金の飾り、あるいは派手な衣服といった外面的なものであってはなりません。むしろそれは、柔和でしとやかな気立てという朽ちないもので飾られた、内面的な人柄であるべきです。このような装いこそ、神の御前でまことに価値があるのです」と記されている。さらに平成 19(2007)年からはガラテヤの信徒への手紙第 3 章 27 から 28 節「洗礼（バプテスマ）を受けてキリストに結ばれたあなたがたは皆、キリストを着ているからです。そこでもはや、ユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由な身分の者もなく、男女もありません。あなたがたは皆、キリスト・イエスにおいて一つだからです。」を加え、男女共同を強調している。

尚綱学院大学及び同大学院は、建学の精神に則り、「キリスト教精神と豊かな教養によって内面をはぐくみ、他者への愛と奉仕の心を持って社会に貢献する人間を育成する」ことを教育理念としている。

2. 尚綱学院大学及び尚綱学院大学大学院の使命・目的

尚綱学院大学は、その教育理念に基づき、教育の目的を学則第 1 条で、以下のように定めている。「本学は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところから従い、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究するとともに、国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。」さらに、学部及び各学科の目的を学則別表において次のように定めている。

人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的	
総合人間科学部	キリスト教の精神について理解を深め、基礎的な学習能力と豊かな教養を身につけるとともに、「人間」に関する事象を多面的・科学的に解明する諸学問領域を学び、市民として、また、職業人として、他者への愛と奉仕の心を持って社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
表現文化学科	表現文化の歴史と構造について総合的な知識を持ち、その知識をマルチメディア的な情報発信やプロデュース活動における資源として活用できる能力を身につけ、社会と文化の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。
人間心理学科	社会や日常生活をめぐる諸問題を人間学と心理学の手法によって解決するための知識と技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

子ども学科	子どもの心と体を理論的、実践的に学ぶことを通して、子どもが全面的に発達するように支援することができる能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
現代社会学科	現代社会のシステムと構造を理解し、地域社会から国際社会までのさまざまなレベルにおける相互理解と協力関係の発展に必要な知的能力と行動力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
生活環境学科	人間の生活と環境との関係を多面的かつ体系的に理解し、地球環境に配慮した循環型社会と生活空間の創造に建設的に寄与できる能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
健康栄養学科	管理栄養士・栄養士に必要な能力、すなわち、個々の生活者の生活環境や特性に応じた望ましい生活のあり方を食・栄養を中心に提案し、その実現に向けて総合的に支援できる能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

尚絅学院大学大学院は、建学の精神に基づき、その教育目的を、学則第2条に以下のよう

に定めている。
「本大学院は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶を目指し、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精新な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。」

さらに、研究科及び各専攻の人材養成の目的を、大学院学則別表において次のように定めている。

人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的	
研究科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課題の探求と解決を行うための自立性、創造性、探求心を養う能力 2. 人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力 3. 国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力 <p>以上の能力を身につけた人材を養成する。</p>
心理学専攻	心の悩みや非行・いじめなど行動上の問題への専門的な観点からのケアなど、心理学を専門的に研究し、柔軟で鋭い洞察力・分析力を備えている心理専門職者への期待が高まっている。本専攻では、その期待に応えるべく、専門的な学問の背景や隣接分野の知識・技能を併せ持つバランスの取れた人材、単なる推測や主観的判断を廃し、データに基づいた科学的な考察ができる人材を養成する。
健康栄養科学専攻	自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決に当たることのできる専門職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する。

3. 尚綱学院大学の特色

尚綱学院大学の特色としては以下のことが挙げられる。

- ① 「生き方を学ぶ～キリスト教を土台とした人間教育」:キリスト教を建学の精神としている尚綱学院大学は、学生一人ひとりがかげがえのない存在であることを踏まえ、学生の個性を尊重している。建学の精神であるキリスト教の精神に基づき、学生と教職員、学生同士の人格的な交わりを重んじ、互いに尊敬し合う関係を作ることによって人間としての品性を高め、内面性の豊かな人間の育成をめざしている。
- ② 「身近な距離感～理解と信頼を深める少人数教育」:尚綱学院大学では、学生数約2,000人の大学の長をを活かし、大規模大学には見られない教員と学生が互いに顔が見える関係を大切にしている。少人数クラスによる実践的演習・実習を多く取り入れているのもそのためである。教員が労を惜しまず、学生に手を差し伸べる丁寧な教育を行っている。
- ③ 「幅広い知見を養う～総合力を養う他学科専門教育科目の履修」:総合人間科学部は、多様な6つの学科から構成されている。この点を活かし、学生が多様な視点や柔軟な思考力・分析力を培い、多面的かつ総合的な人間理解を得ることができるよう、共通教育科目と所属する学科の専門教育科目に加えて、他学科の専門教育科目の一部を選択して履修することができる「他学科専門教育科目」を設けている。
- ④ 「『現場』を知る～体験を通して実践的能力を育成」:尚綱学院大学では、職業人として社会のさまざまな分野で活躍するために必要な専門的な知識と基礎的な技術を身につけることを目的として専門教育を行っている。「実践を通して学ぶ」ことをモットーとし、実習・実験・演習などによる問題解決型の学習方法を多く取り入れている。また、インターンシップを含むキャリア形成教育を推進している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年	事 項
明治 25(1892)年	米国バプテスタ派婦人宣教師ミス・ミードにより尚綱女学会開校
明治 32(1899)年	私立学校令により正式に認可
大正 9(1920)年	3年制高等科（英文科・家事科）を設置
昭和 4(1929)年	高等科校舎（インディアナ・ビル）落成
昭和 11(1936)年	高等科を専攻部と改称、保母科・商科を設置
昭和 15(1940)年	英文科、商科を廃止、専攻部選科を家事選科と改称
昭和 21(1946)年	専攻部に英文科を設置
昭和 23(1948)年	体育科を設置
昭和 25(1950)年	尚綱女学院短期大学設置、家政科（定員 30）・英文科（定員 35）
昭和 26(1951)年	家政科（30→40）、英文科（35→40）入学定員変更
昭和 27(1952)年	家政科が栄養士養成施設として指定を受ける
昭和 29(1954)年	家政科（40→80）入学定員変更
昭和 30(1955)年	保育科増設（定員 30）
昭和 31(1956)年	尚綱女学院幼稚園を設置
昭和 34(1959)年	家政科（80→100）、保育科（30→50）入学定員変更
昭和 38(1963)年	保育科が保母養成施設として指定を受ける
昭和 39(1964)年	家政科（100）を家政専攻（50）、食物栄養専攻（100）に分離し、 入学定員変更 保育科（50→65）入学定員変更 専攻科保育専攻設置（定員 10）
昭和 42(1967)年	英文科設置（定員 100）、英文科荒巻校舎（中山校舎）落成
昭和 43(1968)年	保育科荒巻校舎（中山校舎）落成移転
昭和 44(1969)年	保育科（65→100）入学定員変更
昭和 51(1976)年	家政科家政専攻（50→100）入学定員変更
昭和 57(1982)年	尚綱女学院幼稚園を尚綱女学院短期大学附属幼稚園と改称
昭和 59(1984)年	東校舎落成
昭和 60(1985)年	家政科家政専攻（100→150）、保育科（100→150）、英文科（100→150）入学定員変更
平成元(1989)年	人間関係科設置（定員 100）、名取校舎落成統合移転
平成 3(1991)年	家政科家政専攻（150→200）、英文科（150→200）、人間関係科（100→150）期限付入学定員増
平成 5(1993)年	家政科家政専攻（名称変更）→生活科学科生活科学専攻 家政科食物栄養専攻（名称変更）→生活科学科食物栄養専攻
平成 6(1994)年	専攻科食物栄養専攻設置（定員 10） 専攻科食物栄養専攻 同保育専攻が学位授与機構より認定
平成 7(1995)年	専攻科生活科学専攻設置（定員 10） 専攻科生活科学専攻が学位授与機構により認定
平成 11(1999)年	学位授与機構認定専攻科 食物栄養専攻 1年制（定員 10）廃止 " 食物栄養専攻 2年制（定員 20）設置
平成 14(2002)年	学位授与機構認定専攻科 保育専攻 1年制（定員 10）廃止 " 保育専攻 2年制（定員 20）設置

平成 15(2003)年	尚綱女学院を尚綱学院と改称 尚綱学院大学開学 総合人間科学部 健康栄養学科 (定員 100) 人間心理学科 (定員 100、編入学定員 20) 設置 尚綱女学院短期大学 (名称変更) →尚綱学院大学女子短期大学部 生活科学科 (名称変更) →生活創造学科 (175→130) 入学定員変更 英文科 (175→130) 入学定員変更 尚綱女学院短期大学附属幼稚園を尚綱学院大学女子短期大学部附属幼稚園と改称
平成 16(2004)年	生活科学科食物栄養専攻 人間関係科廃止
平成 18(2006)年	学位授与機構認定専攻科 食物栄養専攻 2 年制 (定員 20) 廃止 " 生活科学専攻 1 年制 (定員 10) 廃止
平成 19(2007)年	大学院総合人間科学研究科 心理学専攻 (定員 6) 健康栄養科学専攻 (定員 6) 設置 総合人間科学部 表現文化学科 (定員 60 編入学定員 10) 現代社会学科 (定員 80 編入学定員 10) 生活環境学科 (定員 60 編入学定員 10) 設置 総合人間科学部 人間心理学科 (100→80)、入学定員変更 編入学定員変更 (20→10) 健康栄養学科 (100→80) 入学定員変更
平成 20(2008)年	生活創造学科・英文科廃止
平成 21(2009)年	図書館棟・園芸実習棟落成
平成 22(2010)年	総合人間科学部 子ども学科 (定員 80 編入学定員 10) 設置 エラ・オー・パトリックホーム移築復元 尚綱学院大学女子短期大学部附属幼稚園を尚綱学院大学附属幼稚園と改称
平成 23(2011)年	女子短期大学部 (保育科) 廃止

2. 本学の現況

- ・大学名 尚綱学院大学
- ・所在地 宮城県名取市ゆりが丘四丁目 10 番 1 号

以下の表は平成 26(2014)年 5 月 1 日現在の状況を示している (ただし、職員数は 6 月 1 日現在)。なお、総合人間科学研究科は学部教員が兼担している。

- ・学部及び大学院の構成

<大学>

学 部	学 科
総合人間科学部	表現文化学科
	人間心理学科
	子ども学科
	現代社会学科
	生活環境学科
	健康栄養学科

<大学院>

研究科	専攻
総合人間科学研究科	心理学専攻（修士課程）
	健康栄養科学専攻（修士課程）

・学生数

<大学>

(人)

学部	学科	1年	2年	3年	4年	合計
総合人間科学部	表現文化学科	66	65	57	73	261
	人間心理学科	101	107	85	96	389
	子ども学科	95	94	89	94	372
	現代社会学科	105	95	74	93	367
	生活環境学科	44	51	49	73	217
	健康栄養学科	84	108	77	85	354
合計		495	520	431	514	1960

<大学院>

(人)

研究科	専攻	1年	2年	合計
総合人間科学研究科	心理学専攻 （修士課程）	1	2	3
	健康栄養科学専攻 （修士課程）	1	4	5
合計		2	6	8

・教員数

(人)

	教授	准教授	講師	助教	合計
総合人間科学部	37	21	11	1	70
総合人間科学研究科	7	2	3	0	12
合計	37	21	11	1	70

*総合人間科学研究科は学部教員が兼担しているため、合計人数には含まれていない。

・職員数

(人)

専任職員	39
嘱託職員	7
臨時職員	4
派遣職員	0
合計	50

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人尚絅学院は寄附行為第3条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づき、学校教育を行う」とその設置の目的を定めている。この目的を受け、大学及び大学院は高等教育機関として、学則においてその目的を明確に定めている。

すなわち、大学学則第1条では、「本学は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究すると共に、国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めており、さらに、大学院学則第2条では、「本大学院は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶を目指し、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精新な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。

建学の精神及び大学・大学院の目的は、本学ホームページにも公表し、また、学生に入学年度当初に配付する『学生生活 Guide Book』にも記載し、周知を図っている。

建学の精神及び高等教育機関の使命を明確に、かつ簡潔に表現している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神及び大学・大学院の使命目的については、それをいかに発展的に継続させていくことができるかが課題である。そのため、中期目標・中期計画に、「礼拝の活性化」「『人間力』育成プログラムへの反映」「Liberal arts の習得による人間力の育成」等の具体的な項目と目標を挙げて実行することにより、建学の精神の発展的継続を図っている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

尚綱学院大学は総合人間科学部1学部6学科から構成されている。学則第1条2項別表1に、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的が記されており、総合人間科学部全体としては、「キリスト教の精神について理解を深め、基礎的な学習能力と豊かな教養を身につけるとともに、『人間』に関する事象を多面的・科学的に解明する諸学問領域を学び、市民として、また職業人として、他者への愛と奉仕の心を持って社会に貢献する人材を養成することを目的とする」としている。さらに、表現文化学科では「表現文化の歴史と構造について総合的な知識を持ち、その知識をマルチメディア的な情報発信やプロデュース活動における資源として活用できる能力を身につけ、社会と文化の発展に貢献する人材を養成することを目的とする」、人間心理学科では「社会や日常生活をめぐる諸問題を人間諸科学と心理学の手法によって解決するための知識と技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする」、子ども学科では「子どもの心と体を理論的、実践的に学ぶことを通して、子どもが全面的に発達するように支援することができる能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする」、現代社会学科では「現代社会のシステムと構造を理解し、地域社会から国際社会までのさまざまなレベルにおける相互理解と協力関係の発展に必要な知的能力と行動力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする」、生活環境学科では「人間の生活と環境との関係を多面的かつ体系的に理解し、地球環境に配慮した循環型社会と生活空間の創造に建設的に寄与できる能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする」、健康栄養学科では「管理栄養士・栄養士に必要な能力、すなわち、個々の生活者の生活環境や特性に応じた望ましい生活のあり方を食・栄養を中心に提案し、その実現に向けて総合的に支援できる能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする」としている。

これら人材養成の目的等は、本学の建学の精神と照らし合わせて適切であると判断される。また、教育基本法第1条の「教育の目的」、第2条「教育の目標」にも適合している。学校教育法第83条「大学は、学術の中心として広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」にも適合している。

尚綱学院大学大学院は、心理学専攻及び健康栄養科学専攻からなる総合人間科学研究科により構成され、人材の養成に関する目的その他教育研究の目的について、学則第2条2項別表1に次のように定めている。総合人間科学研究科全体としては、「1. 課題の探求と

解決を行うための自立性、創造性、探求心を養う能力 2. 人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力 3. 国際人としてグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力、以上の能力を身につけた人材を養成する」としており、心理学専攻では「心の悩みや非行・いじめなど行動上の問題への専門的な観点からのケアなど、心理学を専門的に研究し、柔軟で鋭い洞察力・分析力を備えている心理専門職者への期待が高まっている。本専攻では、その期待に応えるべく、専門的な学問の背景や隣接分野の知識・技術を併せ持つバランスの取れた人材、単なる推測や主観的判断を廃し、データに基づいた科学的な考察ができる人材を養成する」としており、健康栄養科学専攻では「自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決にあたることのできる専門的職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する」としている。

これらの人材養成の目的等は、建学の精神とも適合し、また、学校教育法第 99 条「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」との規定にも適合している。

大学・大学院に求められる人材は時代や社会状況により変化する。本学自己点検・評価委員会では検討事項の第一に「本大学の理念及び目標に関すること」を挙げ、検討している。また、平成 24(2012)年度より学長直属のワーキンググループにおいて、将来の大学改革のため、社会のニーズに関する情報共有と大学及び大学院の目標について協議を進め、学部においては平成 27(2015)年度に全学的な教育課程の改正を計画している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の理念・目標の適切性については、自己点検・評価委員会での検討を継続していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

建学の精神とともに、本学の使命・目的及び教育目的については、本学ホームページに公開し、学内外へ周知している。また、学生へは入学時配付する『学生生活 Guide Book』の最初に「尚絅学院大学について」の項を設け、建学の精神、教育目標などを示している。

また、巻末には人材育成の目標等を含む大学及び大学院の学則を掲載している。なお、本学の建学の精神を象徴する聖句を学生が日常的に目にできる場所に掲げるとともに、「衣錦尚綱」の額を学内数か所に掲げている。また、教職員を対象に、年に1度学校法人尚綱学院主催の建学の精神に関わる研修会が開催され、教職員のほとんどが出席している。学生に対しては、大学1年生を対象に、平成23(2011)年度から自校学である「尚綱学」を必修科目として開講して、建学の精神に関連した内容を教授している。

本学の中期目標・中期計画については、3年毎に策定しており、その進捗状況については年度末に係関係部署よりの報告をあげ、総括を行っている。中期目標・中期計画を記した冊子は、教職員には常に手元に置いて確認することを勧奨しており、その冊子の冒頭に、「尚綱学院大学の教育理念・目的・目標」を掲げて、教職員の理解と共有を促している。

3つのポリシー、すなわちアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについては、本学ホームページで情報公開をしている。アドミッションポリシーは、入試形態別、学科別で定めているが、本学の理念・目的・目標を反映している。また、カリキュラムポリシーは、教育目的達成のため、「学部及び学科に関わる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮」(学則第27条)し、教育課程を編成していることを先ず基本方針で明示している。その上で、共通教育科目、専門教育科目、他学科専門教育科目についてそれぞれ示している。ディプロマポリシーについては、以下に挙げる到達目標を達成し、学則に定める所定の単位を修得した学生には、卒業を認定し、学位を授与するとしている。到達目標は以下のとおりであり、これらの内容は、本学の理念・目的・目標を十分反映している。

- (1) 共通教育科目等の履修を通して、建学の精神の礎となるキリスト教の精神について理解を深めると共に、基礎的な学習能力と豊かな教養を身につける。
- (2) 各学科における専門教育科目の履修を通して、職業人として社会に貢献するために必要な専門的知識及び基礎的技術を身につける。
- (3) 大学での学びや生活を通して、コミュニケーション能力、数量的スキル、問題解決能力、自己管理能力、創造的思考力など、社会で活躍できるために必要な能力を身につける。

さらに、学科別に専門教育の到達目標を示している。

大学院においても、同様に教育目標を達成するために3つのポリシーを定め、ホームページで公開している。アドミッションポリシーとしては、1. キリスト教の愛と奉仕の精神に基づき、他者への深い思いやりと理解、さらに協力、支援に努める人 2. 専門分野に対する強い好奇心と探求心を抱き、高い目的意識を持って研究課題に取り組む人 3. 人間の健康な生活の営みに関わる諸問題を科学的に研究し、その成果を実践に生かそうとする人を、求める学生像として掲げ、さらに専攻別に求める学生像を提示している。カリキュラムポリシーは、専攻別に総合科目と専門科目別に示している。ディプロマポリシーは、所属する専攻の到達目標を達成し、修士論文の審査に合格し、大学院学則に定められた所定の単位を修得した学生には、修士の学位を授与するとし、専攻別に到達目標を掲げている。いずれも本大学院の理念・目的・目標を十分反映している。

本学の教育理念・目的・目標を達成するために、教育研究組織が構成されている。すなわち、大学は1学部6学科から構成され、大学院は2専攻から構成されている。各学科、

専攻はそれぞれの教育目標達成のための専門科目担当教員から構成され、さらに大学全体の目標達成のためのキリスト教関連科目を含む教養教育を担う教員も各学科に配置されている。

以上より、本学の使命・目的・目標は有効に機能していると判断される。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的・目標については、学内外への周知を進め、さらにその理解を深める。

【基準 1 の自己評価】

使命・目的及び教育目的の明確性、適切性、有効性の面から、基準 1 を満たしていると評価する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）は、学科および入試区分別に設定し、ホームページに公開して、周知を図っている。受入れ方法（入試区分）とアドミッションポリシーは表 2-1-1 のとおりである。

表 2-1-1 総合人間科学部のアドミッションポリシー

AO 入試	<p>本学で AO 入試を実施している学科(表現文化学科、現代社会学科、生活環境学科)に対して強い興味・関心を抱き、大学に入学してからの明確な学習意欲を持っている人を求めます。 事前に与えられたエントリーシートと課題を提出し、各学科の教員との 2 回の面談を経て可否を判定します。その際、自分の意欲や考えを明確に表現できるかどうかが大切になります。</p>	
	表現文化学科	自分の伝えたいことを的確に表現する力があり、プレゼンテーション能力の高い人を求めます。
	現代社会学科	現代社会について学びたい課題、学習の方法や計画を具体的に持っており、入学後の学業成績、および人間的成長が期待できる人を求めます。
	生活環境学科	生活や自然科学に興味を持ち、環境問題に関心がある人を求めます。
推薦入試	<p>推薦入試に出願できるのは本学が設けた推薦基準を満たしている人が対象となります。特に各学科に設けられた評定平均値の基準は大切な要素です。それは推薦入試で受験する人には、高校時代に各教科で満遍なくしっかりとした基礎学力を身につけておいてほしいからです。また、高校時代の特別活動や各種の活動も重視します。 もちろん、大学に入ってから学習意欲も大切です。面接ではこれらをもとに人物を総合的に判定します。</p>	
	表現文化学科	目的意識が明確で、コミュニケーション能力が高い人を求めます。
	人間心理学科	人間の心や行動に関心を持ち、高校生活に意欲を持って取り組んだ人を求めます。
	子ども学科	子どもの成長や保育・教育について興味関心を持ち、明るく感性豊かな人を求めます。
	現代社会学科	現代社会について興味関心があり、学びへの確かな意思と意欲を持ち、より高い基礎学力を持っている人を求めます。
	生活環境学科	環境問題に興味関心があり論理的に思考できる人を求めます。
	健康栄養学科	特に化学と生物に関する十分な基礎知識を備えている人を求めます。

一般入試・ 大学入試セ ンター試験 利用入試	グローバルな視点に立って国際的に活躍できる人材の育成をめざし、一般入試では英語を必須としています。 各学科の専門分野に興味があり、学科が指定した教科・科目を受験し、専門分野を学ぶためのしっかりとした基礎学力を持っている人を求めます。
---------------------------------	---

大学院総合人間科学研究科のアドミッションポリシーを表 2-1-2 に示す。

表 2-1-2 総合人間科学研究科のアドミッションポリシー

<p>本大学院の求める学生像は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 キリスト教の愛と奉仕の精神に基づき、他者への深い思いやりと理解、さらに協力、支援に努める人。 2 専門分野に対する強い好奇心と探求心を抱き、高い目的意識を持って研究課題に取り組む人。 3 人間の健康な生活の営みに関わる諸問題を科学的に研究し、その成果を実践に生かそうとする人。
<p>各専攻の求める学生像は以下のとおりです。</p> <p>心理学専攻</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人間を「こころ」と「からだ」の統合の視点から捉え、専門的・実践的な知識と技術を習得する姿勢を強く持っている人。 2 先端的な知識の習得と研究を通して、人間の諸活動や社会生活に関わる、多様な問題や課題を解決しようとする人。 3 心理学の分野での研究者となることを目指し、それに必要な基盤的知識や研究法を学ぼうとする人。 <p>健康栄養科学専攻</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 先端的知識の習得と研究を通して、地域における健康問題を解決しようとする人。 2 健康栄養分野の学問に対する強い好奇心と探求心を抱き、高度な知識と能力を持った社会人を目指す人。 3 健康栄養科学の分野での研究者となることを目指し、それに必要な基盤的知識や研究法を学ぼうとする人。

平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度までの入学者数は、学部、大学院、それぞれ表 2-1-3、表 2-1-4 のとおりである。

表 2-1-3 大学定員数と入学者数 (人)

学科	定員	2012 年度	2013 年度	2014 年度
表現文化学科	60	57	67	66
人間心理学科	80	86	107	99
子ども学科	80	86	95	95
現代社会学科	80	82	96	105
生活環境学科	60	50	52	42
健康栄養学科	80	84	100	84
計	440	445	517	491

表 2-1-4 大学院定員数と入学者数 (人)

専攻	定員	2012 年度	2013 年度	2014 年度
心理学専攻	6	1	2	1
健康栄養科学専攻	6	2	4	1
計	12	3	6	2

大学については、適切な数の学生を受け入れている。大学院に関しては目標の定員数を満たしていないが、教育研究上大きな支障は生じていない。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

今後アドミッションポリシーを毎年見直すとともに、定員に見合った入学者数確保を継続する。大学院については、定員見直しを視野に入れながらも、当面の入学者確保に努める。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学学部学科と大学院各研究科の教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）は以下に示すとおり、教育目的を踏まえ明確にしている。学生に対しては、入学時配付の『学生生活 Guide Book』にわかりやすく記載し周知している他、本学ホームページでも公開している。

a) 【大学総合人間科学部】

教育課程の編成にあたっては、教育目的を踏まえ「学部及び学科に係る専門の学芸を教授すると共に、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮」（学則第27条）し、以下の考え方をもって編成している。

- (1) 教育課程を、共通教育科目、専門教育科目、他学科専門教育科目の3区分の授業科目をもって構成する。授業科目は教育の内容と趣旨に対応した区分（科目群）に分け、必要に応じ区分毎あるいは複数の区分を通した履修要件を定め、教育目標が達成できるようにする。
- (2) 学習効果を高め、多様化する学習目的や学習意欲に柔軟に対応するために、4年間を8セメスターに分け、セメスター毎に授業科目を配置する。
- (3) 資格取得に関する課程については、学生の負担が過度にならないよう、できるだけ本学の教育課程に置かれる科目で履修が可能になるよう配慮し、それを越えて必要なものについては「資格取得に関する科目」として本学の教育課程とは別に設ける。
- (4) 編入学生については、2年間の在学期間で卒業できるように教育課程を編成する。

①共通教育科目の編成方針

共通教育科目は、多様な問題を抱えた現代社会の様相を広い視野で洞察する目を養い、総合的な判断力を培うとともに、時代が求める基礎的な実力を育成するための科目群である。学生一人ひとりがかげがえのない存在であることを踏まえ、学生が複雑な現代社会を人間らしく心豊かに生きるための「実力」を身につけ、社会の発展、文化の向上、人類の福祉の向上に積極的に貢献できる人間を育成するため、以下のような趣旨と構成の授業科目を配置している。

- (1) 建学の精神の礎となるキリスト教についての基礎的理解を促し、その精神、文化や世界観、人間観に触れる。
- (2) 本学での学びの導入となる必修科目が置かれている。日本の近代史を舞台に本学に連なる先人たちの足跡をたどり、建学の精神がどのように受け継がれているかについて学ぶ。
- (3) 現代に生きる人間として、社会生活に必須である権利・義務・社会的参加・責任・正義などを学び、文明社会がこれまで培ってきた人文・社会・自然の各学問分野の視点から、現代社会の様相を広い視野で洞察する目を養う。
- (4) 大学生活及び社会生活において必要なリテラシー、すなわちコミュニケーション能力や情報スキルを演習や実習を通して習得する。大学での学びについて考える導入科目、共生社会の実現に取り組む職業人の育成を目指すキャリア形成教育、国際社会での人的交流、文化交流活動の基礎力強化を目指す外国語教育を含む。
- (5) 大学生活及び社会生活を営む上で土台となる心身の健康について、生涯スポーツの観点から実践を通して理解を深める。

②専門教育科目の編成方針

職業人として社会の様々な分野で活躍するために必要な、専門的な知識と基礎的な技術を身につけることを目的として専門教育を行っている。これらの教育にあたっては、「実践を通して学ぶ」ことをモットーとし、実習・実験・演習などによる問題解決型の学習方法を多く取り入れている。

各学科における教育課程は、当該学科の学問分野、資格取得の要件、学生のニーズ、学習効果を勘案し、表 2-2-1 に示すように編成されている。いずれも必要に応じ、区分毎あるいは複数の区分を通した履修要件を定め、教育目標が達成できるようにしている。

表 2-2-1 各学科の教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）

表現文化学科	文化現象である表現文化を多様な視点から研究し、学問的な基盤をもった総合的な知識を身につけ活用できる人材を養成するため、専門教育科目を 1) 専門基礎科目、2) 「言語表現」「映像表現」「地域文化表現」の 3 分野からなる専門教育科目、3) その他の専門教育科目から構成している。 専門基礎科目は主に講義中心の科目とし、3 分野の専門教育科目にはそれぞれの分野に関連した講義、演習あるいはそれらを合わせた科目を配置する。その他の専門教育科目には演習を中心とした必修科目を各年次に配置している。
人間心理学科	心理学の手法を中心として人間を全体的に理解するための広がり、基礎的なものからより専門性の高いものへと段階的に修得できるようにするための順序性を勘案して構成している。すなわち 1) 1、2 年次の必修科目を中心とした専門基礎科目と、2) 心理学の各分野を系統的に学ぶ 3 つの科目群、さらに、3) 共通教育科目も含め個々の授業科目の目標が有機的に関連づけられるようにするための総合科目から構成している。
子ども学科	学科の教育研究の主要分野と考える「子どもの心理と健康」、「子どもの福祉」、「子どもの保育と教育」そして「子どもの文化と社会」に対応した科目と、これら 4 分野の教育を総合化するための科目である「総合科目」から編成し、これらの分野の学修に必要な基礎的知識の習得と演習を「専門基礎科目」に配置している。また、保育士、幼稚園教諭 1 種、小学校教諭 1 種免許状取得のための「資格関連教育科目」も学科専門教育科目の中に位置付けている。子どもの総合的理解のためには、子どもをめぐる多様で広範囲にわたる内容について学際的な見方と思考方法を習得することが必要とされる。このため、全体として科目の選択的履修を重視した編成としている。
現代社会学科	学科の教育研究の中心分野として「地域活性構想」「国際理解・協力」「共生社会システム」を据え、それぞれについて社会学を中心に、経済学、経営学、法学、政治学、社会福祉学などの諸分野から多面的なアプローチが行えるように編成することを根幹としている。さらに、このアプローチに必要な知識を修得する「専門基礎科目」、実践的な活動を中心とする「総合科目」、卒業後の進路に必要な知識・技能を養う「ビジネスキャリア」の各科目群をもって、全体を有機的に関連づけた教育課程を構成している。
生活環境学科	環境問題を人間生活との相互作用という視点に立って日々の生活活動の次元から多面的・体系的に理解することを目的に、専門基礎科目群、専門科目群、情報関連群、卒業研究に区分して編成している。学科必修科目は、生活者としての視点から環境を分析・考察する授業科目から成っている。専門科目群は学科の教育研究上の中核分野でもある「環境共生システム」「生活空間デザイン」の分野から構成している。建築系あるいは被服系の科目を重点的に履修することにより、資格取得をも可能にし、学生のニーズに応えられるカリキュラム編成としている。
健康栄養学科	健康や栄養に関する専門的な知識や技術を修得し、多くの人々の健康保持・増進と生活の質の向上に貢献できる人材の育成のため、栄養士法で示された管理栄養士課程の要件を満たす編成となっている。特に、人間性豊かな実践力を身につけるために臨地実習を重視し、実習までに十分な知識・技能を修得できるよう考慮している。また、学生の卒業後の多様な進路へのニーズにも応えられるよう、栄養教諭、フードスペシャリストなどの資格関連科目、卒業研究などの科目も配置している。

③他学科専門教育科目について

本学の総合人間科学部は、多様な 6 つの学科から構成され、そこでは「人間」をキーワードとする多彩な教育研究が行われている。この点を生かし、学生が多様な視点や柔軟な思考力・分析力を培い、多面的かつ総合的な人間理解を得ることができるよう、学生の所属学科以外の学科の専門教育科目も履修できるようにしている。

子ども学科については、共通教育科目と子ども学科の専門教育科目に加えて、他学科の専門教育科目の一部を選択して履修することを求めており、教育課程の構成において「他学科専門教育科目」という区分を設け、修得要件（卒業要件）を設定している。

子ども学科以外の学科については、平成 23(2011)年度入学生から、他学科専門教育科目の履修は卒業要件とはせずに、履修した単位を卒業に必要な総単位に組み入れるようにしている。

b) 【大学院総合人間科学研究科】

大学院総合人間科学研究科の2つの専攻における教育課程の編成方針は、表2-2-2に示すとおりである。

表2-2-2 大学院総合人間科学研究科の教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）

心理学専攻	教育課程を「総合科目」と、基礎心理学系、応用・実践心理学系の2つの分野からなる「専門科目」から構成する。 1. 「総合科目」には本専攻の教育目標を達成するのに必要不可欠な知識及び技能の修得を目指した必修科目を配置し、最終的に修士論文の作成を行う。 2. 「専門科目」は、心理に関する基礎を学ぶ基礎心理学分野と、それを応用実践する方法を習得または模索する応用・実践心理学分野の2つに分ける。これらの分野のいずれの科目も全て選択科目とすることによって、それぞれの学生が自らの関心に沿って学習できるようにする。
健康栄養科学専攻	教育課程を「総合科目」と、栄養科学、健康栄養デザインの2つの領域からなる「専門科目」から構成する。 1. 「総合科目」には本専攻の教育目標を達成するのに必要不可欠な知識及び技能の修得を目指した必修科目を配置し、最終的に修士論文の作成を行う。 2. 「専門科目」は、栄養に関する基礎を学ぶ栄養科学領域と、それを応用実践する方法を習得または模索する健康栄養デザイン領域の2つに分ける。これらの領域のいずれの科目も全て選択科目とすることによって、それぞれの学生が自らの関心に沿って学習できるようにする。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

a) 教育課程について

本学の教育課程は、前述の編成方針に沿って、以下のように体系的に編成されている。

① 【大学総合人間科学部】

共通教育科目

共通教育は、総合人間科学部各学科共通に設定される教育課程であり、その編成方針に基づいて、表2-2-3に示したような趣旨により体系的に区分して教育課程を編成している。

コアとなる科目以外は、選択科目としているが、広い視野に立った総合的な判断力を養う趣旨から、人文・社会・自然の各学問分野（区分）から幅広く履修することを求め、各学科の特性に応じて修得要件を定めている。

表 2-2-3 共通教育科目の体系と編成

教育の目標・趣旨（編成方針より）	区分	授業科目	修得要件
(1) 建学の精神の礎となるキリスト教についての基礎的理解を促し、その精神、文化や世界観、人間観に触れる。	キリスト教教育	キリスト教入門、キリスト教と現代社会、日本近代史とキリスト教、キリスト教と文化	4 単位以上 （うち必修 2 単位）
(2) 現代に生きる人間として、社会生活に必須である権利・義務・社会的参加・責任・正義などを学び、文明社会がこれまで培ってきた人文・社会・自然の各学問分野の視点から、現代社会の様相を広い視野で洞察する目を養う。	市民教育	市民教育	必修 2 単位
	人文科学	哲学、心の科学、西洋の歴史、日本とアジアの歴史、日本の言語文化、メディア文化論、芸術論、文化人類学、生涯学習論、音楽と表現	4 単位以上
	社会科学	法学（日本国憲法）、現代経済学、現代社会論、地理学（地誌を含む）、ジェンダー論、異文化交流論、社会福祉論	2 単位以上
	自然科学	自然科学概論、生命の科学、生活と環境、健康と栄養、基礎化学、ウェルネス科学論	2 単位以上
(3) 大学生活及び社会生活において必要なリテラシー、すなわちコミュニケーション能力や情報スキルを演習や実習を通して習得する。大学での学びについて考える導入科目、共生社会の実現に取り組む職業人の育成を目指すキャリア形成教育、国際社会での人的交流、文化交流活動の基礎力強化を目指す外国語教育を含む。	導入科目	尚綱学、総合人間科学入門、基盤演習Ⅰ・Ⅱ	必修 6 単位
	キャリア形成教育	若者の職業選択、キャリア形成論、キャリアアップセミナー、インターンシップ、日本語表現法、ビジネス英語、学生と社会生活	4 単位以上 （うち必修 2 単位）
	情報スキル	情報演習、情報倫理	必修 3 単位
	英語	英語Ⅰ～Ⅳ	必修 8 単位
	初修外国語	ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、フランス語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ・Ⅱ、中国語Ⅰ・Ⅱ	1 外国語を 2 単位以上選択必修
	体育	健康・スポーツⅠ・Ⅱ（講義・実技）	1 単位以上 （うち必修 1 単位）
(4) 大学生活及び社会生活を営む上で土台となる心身の健康について、生涯スポーツの観点から実践を通して理解を深める。			

表中の修得要件は表現文化学科の例である

専門教育科目

専門教育の教育課程は、それぞれの編成方針に基づき、当該学科の学問分野、資格取得の要件、学生のニーズ、学習効果を勘案し、体系的に区分・編成している。

以下、学科毎に、区分別の教育の目標・趣旨、授業科目、修得要件を表で示す。

表 2-2-4 表現文化学科における教育課程の体系と編成

教育の目標・趣旨	区分	授業科目	修得要件
基礎科目として、本学科での学びに必要な各分野の基礎的知識と観点を教授する。	専門基礎科目	表現文化論、日本語論、地域文化論、映像表現論、コミュニケーション論、情報管理論、言語論、メディア産業論、マーケティング論	12 単位以上 (うち必修 10 単位)
発展科目として、表現文化をめぐる教育研究の主要な 3 分野を設定し、それぞれの歴史、構造、方法などに関し、学際的な研究に取り組み、それぞれの表現文化についての総合的な知識や表現力を身につけることを目指す。	言語表現	日本語表現論、英語表現論、日本文学論、英米文学論、英米文化論、社会言語論、ストーリー制作論、児童文学論、翻訳演習、マンガ言語表現論、文化テキスト論、言語表現創作演習、言語表現技術演習	各分野から 8 単位以上 48 単位以上
	映像表現	映画文化史、映像創作論、映画芸術論、アニメーション論、映像文化論、情報文化論、映像コミュニケーション論、現代映像論、コンテンツ産業論、映像作品創作演習、シナリオ創作演習、WEBデザイン演習	
	地域文化表現	地域文化表現論、伝承文化論、東北の歴史と文化、ミュージアムデザイン論、観光論、地域文化事業論、地域文化政策論、ステージ表現演習、文化事業構想演習、地域文化情報演習	
テーマ別の演習を少人数のゼミナール形式で展開し、卒業研究(論文・制作)において成果を総合する。		表現文化演習Ⅰ・Ⅱ 卒業研究Ⅰ・Ⅱ	必修 16 単位

表 2-2-5 人間心理学科における教育課程の体系と編成

教育の目標・趣旨	区分	授業科目	修得要件
中核となる心理学系の概論、研究法、実験・実習等を中心に、「人間学」など人間諸科学系の基礎を学ぶ。	専門基礎科目	人間学、人間形成論Ⅰ、宗教学、人間諸科学研究法、心理学概論Ⅰ・Ⅱ、心理学研究法Ⅰ・Ⅱ、心理学実験・実習Ⅰ・Ⅱ、フィールドワーク演習	必修 24 単位
人間を幅広く理解する上で必要となる、人間諸科学の学問を応用として学ぶ。また、時には原書を繙き、人間諸科学の思考方法も学習する。	専門展開科目(人間諸科学系)	《人間の様々な生き方》倫理学、生命倫理 《人間形成》学校教育論、人間形成論Ⅱ、教育の人間論 《人の生と死と希望》キリスト教と古代社会、キリスト教人間論、死生論(ホスピス論) 《人間諸科学演習》原書・文献講読Ⅰ～Ⅳ	10 単位以上 (このうち《人間諸科学演習》から 4 単位以上)
心理学の応用的学問である、教育心理学や臨床心理学、社会心理学を中心に心理学を幅広く学ぶ。そこで中心となっているのは人間理解の心理学実践の重視である。	専門展開科目(心理学系)	《心の働きと行動の基礎》教育心理学、心理コンピューティング、認知心理学、行動と学習の心理学Ⅰ・Ⅱ、青年心理学、発達心理学Ⅰ・Ⅱ、神経生理学 《人と人とのかかわり》犯罪心理学、児童臨床心理学、臨床心理学Ⅰ・Ⅱ、カウンセリング論、カウンセリング技法、精神医学、パーソナリティ論 《人と社会とのかかわり》社会心理学Ⅰ・Ⅱ、グループダイナミクス、産業心理学、組織心理学、家族心理学、人間関係論	10 単位以上

少人数クラスのゼミナールで学んだ後、本学科で学んだ集大成を行う。	専門総合科目	人間心理演習、卒業研究	必修8単位
----------------------------------	--------	-------------	-------

表 2-2-6 子ども学科における教育課程の体系と編成

教育の目標・趣旨	区分	授業科目	修得要件
基礎科目として、本学科での学びに必要な各分野の基礎的知識と観点を教授する。	専門基礎科目	キリスト教と保育、発達心理学、教育心理学、保育原理Ⅰ・Ⅱ、養護原理、保育内容総合演習、家庭教育、子ども理解の方法(社会的アプローチ)、子ども理解の方法(心理学的アプローチ)、教育の方法、教育原理、教育制度	10単位以上(うち必修6単位)
「子どもの専門家」の基幹となる、右の4つの領域にまたがって学ぶことで、総合的理解を深め、子どもの生活、成長、幸福に奉仕できる人材になることを目指す。	子どもの心理と健康	乳幼児心理学、児童心理学、子どもの発達と障害、子どもの保健Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、精神保健、小児栄養、母子保健	6単位以上(うち必修4単位)
	子どもの福祉	児童福祉、家族援助論、社会福祉援助技術Ⅰ・Ⅱ、児童養護、地域子ども福祉論、子ども福祉政策論、国際子ども支援活動	6単位以上(うち必修4単位)
	子どもの保育と教育	幼児教育論、教育職概論、教育課程総論、乳児保育の理論と実践、特別支援教育論、障害児保育の理論と実践、子どもケア援助技術、放課後の児童の保護と教育、青少年教育、子どもの自然環境教育	6単位以上(うち必修4単位)
	子どもの文化と社会	児童文化論、児童文学論、子どもの音楽表現、子どもの情操と音楽、総合音楽(オーケストラ)、子どもの文化と創造、子どもの身体表現、子どもと地域社会、子どもの人権と教育、子どもと異文化理解・体験、青少年の社会参加	6単位以上(うち必修4単位)
初等教育、保育、福祉などの領域での専門家としての進路を切り拓くために、関連する資格を取得する。	資格関連教育科目	保育内容指導法(健康、人間関係、環境、言葉、表現Ⅰ(造形)、表現Ⅱ(音楽))、国語科教育法、社会科教育法、算数科教育法、理科教育法、生活科教育法、音楽科教育法、図画工作科教育法、家庭科教育法、体育科教育法、道徳の指導法、特別活動の指導法、生徒・進路指導論、教育相談、国語、社会、算数、理科、生活、音楽Ⅰ～Ⅲ、図画工作、家庭、体育、保育実習指導Ⅰ(保育所・施設)、保育実習Ⅰ(保育所・施設)、保育実習指導Ⅱ(保育所)、保育実習Ⅱ(保育所)、保育実習指導Ⅲ(施設)、保育実習Ⅲ(施設)、教育実習指導Ⅰ(幼稚園)、教育実習Ⅰ(幼稚園)、教育実習指導Ⅱ(小学校)、教育実習Ⅱ(小学校)、教職実践演習(幼・小)	
高い専門性・学際性を身につけ、レベルの高い「子ども学研究」を展開する。	総合科目	現代子ども学、子ども学研究入門、課題研究Ⅰ・Ⅱ	必修10単位

表 2-2-7 現代社会学科における教育課程の体系と編成

教育の目標・趣旨	区分	主な科目	修得要件
現代社会の全体的な状況を理解し、また学科の専門的知識を深める上で必要な基礎力を養う。	専門基礎科目	社会科学のための数学、統計学、文化の社会学、社会ネットワーク論、地域社会論、グローバル・ソサエティ論、共生社会論、社会保障論、総合経済政策論、政治社会論、民法、家族社会論	18 単位以上 (うち必修 6 単位)
地域社会の資源を活用し、地域が抱える問題の解決に必要な知識と技能を習得し、個性ある地域づくりに実践的に取り組むことのできる力を養成する。	地域活性構想	地域づくり論、観光社会論、生活文化論、社会経済論、地方自治論、地域福祉論、社会調査法、社会調査演習、情報ネットワークと地域、行政法、コミュニティスポーツ論	28 単位以上 (各分野 6 単位以上)
アジア地域を中心に国際的多様性への理解を深め、グローバル化が進む現代の国際社会の問題に積極的に関われる人材の育成を図る。	国際理解・協力	アジア社会論 I・II、アジア若者論、国際理解演習(海外実習を含む)、国際政治論、国際ビジネス文化論、グローバル・エコノミー論、国際社会福祉論、国際人権平和学	
現代の競争・格差社会もたらす構造的問題を解明し、人間の自由・平等・公正を可能とする共生社会の形成に向けた道筋を探り、実践できる市民を育成する。	共生社会システム	市民社会論、少子高齢社会論、若者の社会的自立支援論、日本経済論、制度経済学、市民生活と不法行為、福祉社会論、NPO・ボランティア論、生涯スポーツ論	
卒業後の進路に必要な知識・理解やマネジメント能力の育成と実践的な社会分析力の育成を図る。	ビジネスキャリア	労働法、経営学概論、財務諸表論、企業分析論、経営戦略論、消費者法、コンピュータ活用、情報収集・分析	8 単位以上
実践的な活動を通して、学生自身が現代社会を理解し、その問題点を解明し、解決策を総合的に導き出す力を養成する。	総合科目	専門演習 I・II、卒業研究	必修 14 単位

表 2-2-8 生活環境学科における教育課程の体系と編成

教育の目標・趣旨	区分	授業科目	修得要件
生活者としての視点を養い、環境に関して総合的に理解するための基礎力を身につける。	専門基礎科目	環境共生システム論、環境保護論、ライフスタイル論、現代家族生活論、消費生活論、高齢者と生活、空間デザイン論、環境人間工学、デザイン基礎論、色彩学、生理人類学、環境の化学、環境基礎解析、環境統計解析演習、環境科学基礎演習(A~D)、英文講読	12 単位以上 (うち必修 12 単位)
生活資源の循環システムを地球規模で学習するとともに、日常生活で学生が自らの問題として認識できるようにする。	環境共生システム	環境政策論、環境マネジメント論、環境教育論、環境コミュニティ論、環境科学実験、環境科学実習、植物学入門、社会園芸学、園芸生産学、園芸学演習、緑化計画論、生態系保護論、資源循環学、環境エネルギー論、環境リスク論、農業と環境、生活環境演習、生活システム論、消費と環境、都市環境科学、建築資源学、高分子資源学、高分子資源学実験、衣環境科学、衣環境科学実験	50 単位以上

生活空間を自然環境と共生する形にデザインするための基礎力を養う。	生活空間デザイン	製図法、住居計画論、建築環境工学、景観デザイン設計、建築設計論、建築施工、建築法規、建築構造工学、建築構造力学Ⅰ・Ⅱ、建築設備工学、設計製図演習Ⅰ・Ⅱ、測量実習、建築史、建築構造実験、インテリア基礎、インテリアデザイン、インテリア製図演習、CAD実習、アパレル設計論、アパレル設計実習Ⅰ・Ⅱ、アパレルデザイン演習、アパレルビジネス論、アパレル材料学、アパレル材料学実験、染色加工学、染色加工学実験、服飾文化史Ⅰ・Ⅱ、アパレル管理学、アパレル管理学実験、繊維製品消費科学	
本学科で学んだことを基盤とし学問的興味や問題意識をもった事柄について調査・実験等を通して総合的に分析・考察を加え、論文としてまとめる。		卒業研究Ⅰ・Ⅱ	必修6単位

表 2-2-9 健康栄養学科における教育課程の体系と編成

教育の目標・趣旨	区分	授業科目	修得要件
専門基礎科目として「社会・環境と健康」「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」「食べ物と健康」の3つの科目群を設け、専門科目を学ぶための基礎知識・技能を習得する。	社会・環境と健康	公衆衛生学Ⅰ・Ⅱ、社会福祉概論、健康栄養情報論、健康栄養情報実習	82 単位以上 (うち必修55 単位)
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	解剖生理学Ⅰ・Ⅱ、解剖生理学実験、生化学Ⅰ・Ⅱ、生化学実験Ⅰ・Ⅱ、臨床医学Ⅰ・Ⅱ、病原微生物学	
	食べ物と健康	食品学Ⅰ・Ⅱ、食品学実験Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(実習を含む)、食品機能論、食品衛生学、食品衛生学実験、調理学、調理学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、調理学実験、食品官能評価・鑑別論、フードスペシャリスト論、フードコーディネーター論	
専門科目には、基礎及び応用栄養、栄養教育、臨床栄養、公衆栄養、給食経営管理、総合演習、臨地実習などの科目群を配し、栄養に関する専門家として人々の健康やQOLの向上に貢献できるように、深い知識と実践する能力の育成を目指す。	基礎栄養学	基礎栄養学、栄養有機化学、基礎栄養学実験	
	応用栄養学	ライフステージ栄養学Ⅰ・Ⅱ、応用栄養学実習、栄養管理論、スポーツと栄養	
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ・Ⅱ、栄養教育論実習Ⅰ・Ⅱ、食生活論	
	臨床栄養学	臨床栄養学概論Ⅰ・Ⅱ、臨床栄養学実習Ⅰ・Ⅱ、臨床栄養管理論、臨床栄養活動論Ⅰ・Ⅱ	
	公衆栄養学	公衆栄養学概論、公衆栄養学実習、地域栄養活動論	
	給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ・Ⅱ、給食経営管理実習Ⅰ・Ⅱ、フードシステム論、フードサービス論	
	総合演習	総合演習Ⅰ・Ⅱ	
学生自らの学問的興味や問題意識をもとに、主体的、総合的に学ぶ。	卒業研究等	卒業研究基礎演習 卒業研究 管理栄養士活動論	

他学科専門教育科目

他学科専門教育科目は、表 2-2-10 に例示するように、各学科が開講する専門教育科目のうち、趣旨に沿うものを他学科の学生が履修できる授業科目（他学科開放授業科目）として、時間割表に明記し周知している。

表 2-2-10 他学科専門教育科目の例

開講学科	他学科開放授業科目
表現文化学科	情報管理論、英語表現論、映画文化史、地域表現論
人間心理学科	人間学、人間形成論Ⅰ、心理学概論Ⅰ、心理学概論Ⅱ
子ども学科	子どもの自然環境教育、総合音楽（オーケストラ）
現代社会学科	文化の社会学、グローバル・ソサエティ論、地方自治論
生活環境学科	環境人間工学、高分子資源学、植物学入門

②【大学院総合人間科学研究科】

研究科の教育課程の編成方針に基づき、当該専攻の学問分野、学生のニーズ、学習効果を勘案し、体系的に区分・編成している。表 2-2-11、表 2-2-12 にそれぞれ心理学専攻、健康栄養科学専攻における教育課程の体系と編成を示す。

表 2-2-11 心理学専攻における教育課程の体系と編成

教育の目標・趣旨	区分	授業科目	修得要件
広い視野に立って、人間の抱える諸問題を心理学の視点から解決に当たることのできる高度な専門知識と技術を修得する。基礎心理学、応用・実践心理学の2つの分野から構成され、理論・演習の両面から、体系的に学ぶ。	専門科目	社会心理学特論Ⅰ・Ⅱ、発達心理学特論、臨床心理学特論、認知心理学特論、心理生理学特論、行動心理学特論、社会心理学演習Ⅰ・Ⅱ、発達心理学演習、臨床心理学演習、認知心理学演習、心理学研究法演習	14 単位以上
専門科目を通して学んだことを統合した上で、演習により専門分野の学識を深めるとともにプレゼンテーション能力等の向上を図り、論文をまとめるまでの過程で総合的課題処理能力を習得する。	総合科目	心理学総合演習Ⅰ・Ⅱ、特別研究	必修 16 単位

表 2-2-12 健康栄養科学専攻における教育課程の体系と編成

教育の目標・趣旨	区分	授業科目	修得要件
広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決に当たることのできる高度な専門知識と技術を修得する。栄養科学、健康栄養デザインの2つの領域から構成され、健康の維持増進の基礎科学とその応用・展開・評価法を体系的に学ぶ。	専門科目	栄養科学特論Ⅰ～Ⅲ、栄養科学演習、健康栄養デザイン論Ⅰ～Ⅳ、健康栄養デザイン演習	12 単位以上
健康栄養科学概論により現代の健康栄養分野の課題を概観し、演習により専門分野の学識を深めるとともに発表能力等の向上を図り、論文作成の過程で総合的課題処理能力を習得する。	総合科目	健康栄養科学概論、基礎演習、総合演習、特別研究	必修 18 単位

なお、これらの教育課程は、その編成方針、授業の方法、履修方法とともに『学生生活 Guide Book』に明記している。個々の授業科目のねらい、授業計画、評価方針を記載したシラバスは、毎年度、冊子『Syllabus』にまとめている。同時に Web ベースのシラバス・システムを運用しており、利便性、厳密性、公開性を向上させている。

以上のように、本学の教育課程は、教育目的達成のため、体系的に編成されており、学生にも教育課程の趣旨が『学生生活 Guide Book』などを通して周知されており、評価できる。しかしながら、教育課程の編成方針、教育課程の区分毎の趣旨の一貫性、統一性の点から見ると、『学生生活 Guide Book』の記述等に学科間のばらつきが見られ、この点に改善の余地がある。

b) 教授方法の工夫など

前記それぞれの教育課程における授業は、教育の目標が達成できるよう、講義、演習、実習あるいはそれらの組み合わせの授業形態により行われている。

以下、主要な取り組み、工夫などについて述べる。

①【大学総合人間科学部】

総合人間科学部で展開される教育は、その目的に応じて講義、演習、実験、実習、実技またこれらを併用した教育方法による授業によって行われる。授業科目の単位数については、1 単位を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基本とし、授業の方法に応じた基準を学則第 31 条に定めている。

特に演習、実験、実習、実技などの教育方法を伴う授業科目においては、学修の成果が十分得られるよう、適切な人数規模の授業クラスを編成して教育するよう配慮している。

以下に各学科における教育方法の概要を示す。

表現文化学科

表現文化学科の教育目標である総合型プロデュース能力の獲得のためには、特定の分野に偏らない幅広い知識の習得と実践的な経験が不可欠である。そのため、例えば「表現文化論」(1 年次必修)においては、学科所属の専任教員全員が輪番で担当するほか、外部からゲスト講師(メディアの現場で活躍している人物等)を招いてミニシンポジウム等も行っている。また、演習系の科目の中で、学科独自のイベントを学内外で行い、学生たちがその企画から運営までを実体験する機会を提供している。特に、3 年次に行われる「尚綱メディアフェスタ」は、学外の一地域を舞台として行う総合型文化イベントであり、その企画・折衝・調査から、作品制作、広報、本番の演出・運営、そして事後の地域への提言に至るまでの全ての過程を「卒業研究 I」のゼミナールを活動単位として経験する場としている。

人間心理学科

人間心理学科の教育課程で展開される各授業は、各々の目標に応じて講義、演習、実験、実習、またこれらを併用した方法で行われている。特に、初年次から学生の主体的な学修

を促している。そのねらいが達成されるように、グループ討論・発表会・実習等を適宜組み込み、学生の理解を深める工夫を各教員が行っている。

子ども学科

子ども学科の各授業は、基幹となる4つの分野に関する知識を教授する講義による方法、具体的な技能を習得するための演習による方法、あるいはまた、関連する資格課程の要件として要請される講義、演習、実習による授業方法によって行われる。特に、3年次以降に展開する総合科目の各授業では、少人数クラスを編成し、学科全教員が分担して演習を行う教育方法を中心とし、学生が獲得してきた知識を、具体的な課題をめぐる学習活動の中で相互に関連づけ、体系化を図りながら子どもの総合的理解に結びつけられるようにしている。

現代社会学科

現代社会学科は、その教育目的・目標の達成を図る観点から、通常の講義による教育方法以外に、特に次の教育方法を重視している。まず、1年次から4年次「卒業研究」まで、一貫して現代社会に関する総合的かつ構造的な理解を促すため、演習系授業を配置し、具体的な課題発見、調査・分析、プレゼンテーションの能力を育成する。次に、社会的ネットワーク形成と問題・課題解決に向けた構想の企画・立案・実行力の育成のため、「社会調査演習」及び「国際理解演習（海外実習を含む）」の2つの科目を配置している。

生活環境学科

生活環境学科が目指す生活者の視点と環境に関する総合的な理解を達成するために、「環境共生システム分野」「生活空間デザイン分野」の各科目群には、少人数クラスで展開する演習・実習・実験科目を配置し、効果的な教育ができるよう配慮している。さらに、地域との連携を図ることを目標に、様々なボランティア「わけるキャンパスサポート」「仙台環境フォーラム実行委員」としての活動支援や環境問題に取り組む企業の見学などを授業内容に組み込んでいる。

健康栄養学科

教育目的を達成するために必要な知識や能力は、講義からだけでなく、実験、実習、さらに、学外での実習（臨地実習）などの教育方法により習得できるようにしている。豊かな人間性を育成するため、本学の建学の精神に基づく共通教育はもとより、初年次教育である「基盤演習Ⅰ」や、臨地実習の事前準備に位置づけられる演習科目などにおいて、個々の学生にきめ細かな配慮と指導を行い、その目的達成に向け努力している。

②【大学院総合人間科学研究科】

大学院では心理学専攻、健康栄養科学専攻ともに、最先端の研究に触れ、実際に学生自らが課題の研究を遂行できるように、授業科目は講義だけでなく、演習や実験を配置している。さらに、学生の研究指導に関して、主指導教員と副指導教員を配置する複数指導教員制を実施している。主指導教員は当該研究分野の主任教員があたり、副指導教員は他分

野の教員があたる。また、発表能力及び語学力の向上はもとより、研究者としての専門性や論理展開力を培うため、学会等における研究成果発表を奨励している。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを常に点検し必要に応じて見なおしていく。これらのポリシーを周知、公開する媒体間の記載内容の整合性をチェックし、『学生生活 Guide Book』でも明示する。

教育課程の体系的編成を明確にするために、履修系統図・ナンバリングの導入を計画する。また教授方法の向上のため、PBL やアクティブラーニングの例などの FD・SD を行う。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

教務に関する重要事項を審議する教務部委員会には、教務課長の他、教務課員 1 名も出席し、資料・情報の提供、議事録作成をはじめとし、部会並びに授業の運営を教職協働で行っている。

学生に対する履修方法その他の周知については、前期・後期のはじめに各学科が行う「学科オリエンテーション」において行われるが、前期については教務課職員による履修ガイダンスも行われ、円滑な履修登録が行われるようにしている。個別の履修指導は学科の教員によって行われるが、資格課程や卒業の履修要件については教務課においてチェックを行い、必要に応じて当該学生を呼び出し、適切な履修が行えるよう指導する体制となっている。

全学共同利用のコンピュータ実習室を管理運営する情報システムセンターには、コンピュータ利用教育支援スタッフ（外部業者委託）を配置し、実習室の環境整備、担当教員の補助、学生の相談、後述の授業支援システム「CEAS」の運用を支援するほか、全学的な視聴覚備品の貸出し・保守も行っている。なお、各学科の資料室、演習室については、特に支障のない限り学生が自由に利用できるよう管理・運営を行っている。実際、多くの学生が有効に利用しており、評価できる。

大学図書館の実質業務は平成 20(2008)年から外部業者へ委託して行っているが、図書館運営委員会には業務委託先スタッフも参加し、つねに情報交換を図りつつ、本学の研究・教育を協働で支援している。

a) 学生ポータル、授業支援システムなどについて

履修登録、時間割、成績照会、シラバス照会、掲示板の確認等が Web 上で行われるようにする学生ポータルシステム（以下、本学における通称「UNIPA」）を平成 22(2010)年度から導入し、教務課が運用している。UNIPA では、各授業での資料提供、レポート提出の機能も利用でき、多くの学生は UNIPA の更新情報を携帯電話やスマートフォンで受け取れるようにしている。

このほか、対面授業支援型 e-ラーニングシステム「CEAS」も導入しており、おもにコンピュータ実習室を利用する授業で活用している。CEAS は情報システムセンターが管理・運用している。また、授業の双方向化を支援するクリッカーも導入している。

b) TA、SA の活用について

本学の大学院生が学部の授業の支援をする TA 制度については、「尚綱学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」を整備し運営している。TA の業務は「学部学生に対する実験、実習、演習、外国語などの教育補助業務」（規程第 3 条）としている。平成 24(2012)年度および平成 25(2013)年度の実績は表 2-3-1 のとおりである。

表 2-3-1 TA の実績

	2012 年度	2013 年度
延べ科目数	6 科目	6 科目
TA 延べ人数	6 人	6 人
延べ任用時間	185 時間	223 時間

平成 22(2010)年度より、TA 制度に加えて、学部 3、4 年生を対象にした SA(Student Assistant)の制度も導入している。これは、主として大人数の共通教育科目（講義）を支援する目的で導入されているものである。規程化には至っていないが、教育開発支援センターの管轄のもと適切に運営されている。SA の主な業務は、大人数授業でのプリント配布、ミニツペーパーなどの配布・回収、AV 機器操作などの授業中の教員の補助的作業であり、TA の業務とは明確に区別して運用している。平成 25(2013)年度の SA 導入授業科目は表 2-3-2 のとおりであり、特に大人数講義での SA 導入の効果は大きい。

表 2-3-2 SA 導入授業科目(2013 年度)

科目名 (対象学科)	履修人数
尚綱学(全学科)	525 人
情報倫理(子ども、健康栄養)	162 人
総合人間科学入門(子ども学科を除く全学科)	455 人
若者の職業選択(全学科)	544 人

c) 学習支援について

本学には、教務課だけでなく、学生相談室、学生生活課、進路就職課も窓口を用意しており、学修に関する相談を始めとした各種の相談に応じている。個別の学修支援については、各学科の教員が主体となって対応している。全専任教員は週1コマ以上のオフィスアワーを設定し、それをUNIPAおよび掲示にて公表することとしている。しかし、実際にはオフィスアワーを利用しての相談は少なく、学生たちは教員と日常的にコミュニケーションをとっているケースが多い。本学の特徴の一つである「学生と教職員の距離が近い」ということがこの例にも表れている。非常勤講師についてはオフィスアワーの設定はなく、授業後に教室内あるいは非常勤講師室で学生の質問に応じている。

一方、本学ではクラス担任制を採っている。定例の学科会などで、学生の授業への出欠、成績その他の動向についての情報を集約し、必要に応じてクラス担任から当該学生へ連絡をとるなどのフォローを行っている。クラス担任と学生の個別面談については、平成25(2013)年度から標準的な面談フォームを用意し全学科で必ず実施することとし、各学科の年間計画と実施状況については運営協議会で確認している。

d) 基礎学力の養成について

入学時、新入生オリエンテーション期間に全学科一斉に基礎学力テストを実施し、その結果にもとづいて、国語、英語、数学いずれかの基礎学力の補強が必要とみなされる学生には、1年次後期に基礎学力講座を受講させて基礎学力の向上を図っている。

平成25(2013)年後期(11月～12月)には、英語の学修に困難を覚える学生の希望者に個別相談・指導の機会を提供し支援する目的で、名誉教授による相談コーナーを設けた。これは、週2回学生会館にコーナーを設け、学生が学科学年レベルを問わず気軽に相談できるようにしたものであった。延べ7日間実施したが、当初目的の英語の基礎学力に関する相談は1件もなく、短期留学などの相談が数件あったのみである。

e) 学生の休退学（異動）について

休退学などの異動が生ずる場合には、必要に応じて学科教員と本人（および家族などの保証人）の面談の後、学科会、教務部委員会を経て教授会で異動が審議される。

学納金の滞納については、主に事務担当者がフォローするが、状況を当該学生のクラス担任に連絡する体制をとっている。

平成24(2012)年度および平成25(2013)年度の学生異動の状況は表2-3-3のとおりである。

表 2-3-3 学生異動の状況

	2012年度	2013年度
在学者数	1,850人	1,972人
退学者数	38人	43人
休学者数	40人	37人

なお、中退問題については、平成24(2012)年度のFD・SD集会で取り上げ、教職員間で情報・認識の共有を図った。

f) その他

障がいのある学生に対しては、必要に応じて出願の時点から個別に支援する体制をとっている。入学後の支援については、障がい学生支援委員会との連携のもとに、所属の学科または研究科がその具体を立案・実施し、学生生活課がその事務を取り扱っているが、関係部署の役割分担については必ずしも明確とはいえず今後の課題である。

留学生については、学生生活全般については学生生活課が窓口となり、履修については当該学科のクラス担任または担当教員が支援している。平成 24(2012)年度から留学生チューター制度を導入し、原則として当該留学生の所属学科の日本人学生有志がチューターを務めている。

平成 24(2012)年度より、IC カード等による授業出席管理システムを導入した。このシステムにより、各授業単位で出欠確認をする手間を軽減すると同時に、教務課において、出欠状況をリアルタイムに把握することで、指導が必要な学生を早期に発見する効果が期待された。しかし、運用上学生所有の携帯電話内蔵の IC カードを使っていることもあり、買い替えによるデータの変更、電話機の修理期間中の対応その他の細かなトラブルが多く、初期の目的を十分に果たしているとはいえない。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

出席管理システムについては、順次 IC カード内蔵の学生証を導入し、円滑な運用ができるようにする。

基礎学力を向上させるための支援については、より実質的な効果が得られるよう検討を進める。一方、教職協働で学修支援を行うセンター的な組織と、学生が日常的に利用できる空間が必要であり、ラーニングコモンズ構想として具体的な検討を開始する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

a) 【総合人間科学部】

① 授業計画とシラバスについて

年間の行事（学事）計画にあたっては、前期・後期ともに各曜日とも 15 回の授業回数とそれに続く試験、補講期間を確保することを最優先にして、授業期間を教授会で審議し

決定している。当該曜日で15回が確保できないときは、別の曜日に「月曜授業日」を設定するなどしている。

個々の授業科目の計画はシラバスに明記している。シラバスの記載内容は、授業の到達目標及びテーマ、授業概要、授業計画、成績評価方法・基準、教科書、事前事後の準備学習（参考書等）であり、学習者の計画的な学修をサポートする内容となっている。授業計画には、15回分の授業計画を明記するよう、システム上の条件としても設定しており、徹底されている。また、小テストなど多角的な評価を行う場合についても成績評価方法・基準に明記するようになっている。

②履修登録単位の上限について

学習者が、授業の予習・復習等に充てる時間を確保して十分な学修効果をあげられるよう、1年間に履修登録できる単位数の上限を表2-4-1のように設けている。個々人の上限単位数は、前年度のGPA（Grade Point Average）により変動する。

表 2-4-1 1年間に履修登録できる単位数の上限

学科	上限単位数	前年度 GPA		
		3.0 未満	3.0 以上 3.5 未満	3.5 以上
表現文化学科	45	45	51	53
人間心理学科				
子ども学科				
現代社会学科				
生活環境学科	50	50	56	58
健康栄養学科				

③単位の認定について

単位認定については「学則」及び「履修・単位認定に関する規程」に明確に定め、成績処理も含め厳格に運用している。また、『学生生活 Guide Book』では、学生に向けた丁寧な説明を、規程とともに掲載する他、入学時や年度初めのオリエンテーションにおいて周知している。

成績評価基準は表2-4-2に示すとおりである。平成22(2010)年度入学生からGPA制度を導入している。個々の学生のGPAは成績評価通知表に、期間GPAと累積GPAを記載しフィードバックしている。なお、前掲の表2-4-1のように、GPAにより翌年度の履修登録単位数の上限を緩和させている。

表 2-4-2 成績評価基準（平成21(2009)年度入学生から適用）

判定	合格（単位認定）					不合格
	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	認定	59点以下
評価	S	A	B	C	N	F

履修科目の成績は、期末に行われる筆記試験、レポート試験を主とし、平常の学習状況その他の成績を加味して科目担当者が評定している。各授業科目の成績評価基準はそれぞれのシラバスに明示している。

なお、大学設置基準第 29 条、第 30 条に基づき、本学が教育上有用と認める場合は、他の大学または短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等についても、本学における授業科目の履修により修得したものと見なすことができるよう、学則及び関連規程において規定し運用している。

④進級基準について

平成 23(2011)年度現在、健康栄養学科を除いては、進級基準を特に定めていない。不合格科目・未履修科目があっても、休学・留学などの事由がない限り上位学年に進級させた上で、必要に応じて下位学年の科目を履修するよう指導している。

健康栄養学科においては、「総合人間科学部健康栄養学科進級基準」第 2 条において「第 2 年次終了までに、第 1 年次及び第 2 年次に開設される専門教育科目の必修科目のうち、未修得科目が 4 科目以上ある場合、第 3 年次への進級を認めない」としている。同学科ではさらに、1 年次、2 年次開講科目の関係で、管理栄養士免許取得に関する専門科目が 3 科目以上不合格の学生は、3 年次の臨地実習を履修することができないこととしている。

⑤成績評価確認の申し立てについて

学生が成績評価について疑問がある場合は、授業担当者に対して成績評価の確認を申し立てることができるようにするため、その手続等について「履修・単位認定に関する規程」(第 15 条)および「成績確認の申し立てに関する細則」において定め、『学生生活 Guide Book』などで周知している。

⑥卒業

表 2-4-3 の卒業証書授与方針(ディプロマポリシー)及び、学則に掲げる卒業要件(表 2-4-4)を満たした学生に卒業を認め、表 2-4-5 に掲げる学位を授与している。ディプロマポリシーは、ホームページには明記しているが、『学生生活 Guide Book』には明記されておらず、学生への周知が徹底しているとはいえない。

表 2-4-3 ディプロマポリシー

<p>本学では、以下にあげる到達目標を達成し、学則に定める所定の単位を修得した学生には、卒業を認定し、学位を授与します。</p> <p>(1) 共通教育科目等の履修を通して、建学の精神の礎となるキリスト教の精神について理解を深めるとともに、基礎的な学習能力と豊かな教養を身につける。</p> <p>(2) 各学科における専門教育科目の履修を通して、職業人として社会に貢献するために必要な専門的知識および基礎的技術を身につける。</p> <p>(3) 大学での学びや生活を通して、コミュニケーション能力、数量的スキル、問題解決能力、自己管理能力、創造的思考力など、社会で活躍するために必要な能力を身につける。</p> <p>各学科における専門教育の到達目標は、以下のとおりである。</p>	
表現文化学科	表現文化の歴史と構造について総合的な知識をもち、その知識をマルチメディア的な情報発信やプロデュース活動における資源として活用できる能力を獲得する。
人間心理学科	社会や日常生活をめぐる諸問題を人間諸科学と心理学の手法によって解決するための専門的知識と基礎的技術を習得する。
子ども学科	子どもの心と体を理論的、実践的に理解することを通して、子どもが全面的に発達するように支援することができる。
現代社会学科	現代社会のシステムと構造を理解し、地域社会から国際社会までのさまざまなレベルにおける相互理解と協力関係の発展に貢献できる知的能力と行動力を身につける。
生活環境学科	人間の生活と環境との関係を多面的かつ体系的に理解し、地球環境に配慮した循環型社会と生活空間の創造に建設的に寄与できる。
健康栄養学科	栄養士・管理栄養士の業務に必要な能力を身につけ、個々の生活者の生活環境や特性に応じた望ましい生活のあり方を、食・栄養を中心に提案し、その実現に向けて総合的な評価と支援を行うことができる。

表 2-4-4 卒業要件単位数

	共通教育科目	専門教育科目	他学科専門教育科目	合計
表現文化学科	38	76		124
人間心理学科	36	78		124
子ども学科	38	82	4	124
現代社会学科	36	76		124
生活環境学科	34	78		124
健康栄養学科	34	82		124

平成 23(2011)年度以降入学生

表 2-4-5 授与される学位の名称

学科	学位	学科	学位
表現文化学科	学士(表現文化)	現代社会学科	学士(社会学)
人間心理学科	学士(心理学)	生活環境学科	学士(生活環境)
子ども学科	学士(教育学)	健康栄養学科	学士(栄養学)

なお、4年次終了時点で卒業要件を満たさない者への対応については、以下のように「履修・単位認定に関する規程」に定めており、厳格に運用している。

卒業再試験 「卒業判定時において、1科目未修得のために卒業要件を満たさない者には、教授会の議を経て、卒業再試験を行うことができる。」

(第 16 条)

卒業延期 「第四年次までに卒業に必要な単位を修得できない者の卒業は延期される。2. ただし、次年度前期において卒業に必要な単位を修得した者は、年度末を待たず9月の卒業を認める。」(第17条)

b) 【大学院総合人間科学研究科】

大学院の成績基準については、大学院学則第29条において「成績の評価はA・B・C・Dに分け、A・B・Cを合格とする」と定めており、評価点との対応は、表2-4-6に示したとおりである。既修得単位等の認定方法については、特に定めていないが、学生が他の大学院等において研究指導を受けることができることとしており、そこで修得した単位は、8単位を超えない範囲で、本大学院で履修したものとみなしている。

進級要件及び履修科目の登録の上限については、特に定めていない。ただし、学生が適切に履修登録し、それぞれの計画に沿った研究活動ができるよう、個別ガイダンスや履修指導をきめ細かく行っている。

修了要件については大学院学則において以下のように定めている。

「修士課程に2年以上在学し、履修授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、その専攻するところに従い、修士の学位を授与する。」(第30条)

表 2-4-6 大学院の成績評価基準

判定	合格 (単位認定)				不合格
評価	100～80点	79～70点	69～60点	認定	59点以下
	A	B	C	N	D

(3) 2-4の改善・向上方策 (将来計画)

今後、教学マネジメントの実施に向けて検討を行う中で、学習者の4年間の学びがより有効なものとなるよう、履修単位の上限の見直しの可能性についても検討する。

単位の認定については、最終的な評価方法だけではなく学習過程での多面的な評価方法や評価尺度に相当するルーブリックをシラバスに組み込むことを検討する。採点指針と尺度を明示することによって、学習者が自分にとって必要な学習項目と目標を把握しやすくなり、主体的な学修を促すことが期待できる。

進級基準は現在健康栄養学科で規程化されているが、健康栄養学科は基準の見直し、他学科は進級基準を設けるかどうかの検討を行う。

ディプロマポリシーの周知を徹底するため『学生生活 Guide Book』にも明記する。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本学のキャリア支援の基本的な考え方、すなわち単なる内定率という数値を追うのではなく、学生一人ひとりの社会人基礎力を身につけさせる、という考え方のもと必要な支援を行っている。そのため、教育開発支援センター、教務部委員会・教務課、進路就職部委員会・進路就職課が中心となって教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整備している。

正課の教育課程内においては、「若者の職業選択」（1年次対象）、「キャリア形成論」（2年次対象）、「インターンシップ」（2、3年次対象）、「キャリアアップセミナー」（3年次対象）の科目を置いている。正課外においては、進路就職部委員会・進路就職課が中心となって、就職ガイダンスや個別の進路就職指導を行っている。また、3年次学生を対象に『進路ガイドブック』を作成し配付している。

また、本学では、「持続的就業力獲得をめざす学士力向上支援プログラム」を推進してきた。この取り組みは平成21(2009)年度から23(2011)年度までの「大学教育・学生支援推進事業 学生支援推進プログラムおよび就職支援推進プログラム」に採択されたものである。この取り組みにより、就業力育成は全教職員が全ての学生と向き合いながら取り組むべき課題であるとの認識が生まれた。さらにその認識が行動に結びつき、全学をあげて就業力育成に取り組む環境が作られ、就業力育成は、狭義のキャリア関連科目だけでなく、すべての授業、教育の中でなされるべきものであるとの認識が多くの教職員に共有されつつある。具体的には、各学科独自の就業力育成、さらに狭義の就職支援に関する取り組みも行われるようになってきた。

前記のプログラムでのさまざまな取り組みは、次のように継続的・発展的に継承されている。平成24(2012)年度からは、進路就職課に専任職員を増員し、専任職員5名（うち3名はキャリアアドバイザー有資格者）、就職専門監1名の体制とした。基礎学力養成、マナーブックの配布、コミュニケーションスキル養成講座を継続するとともに、あらたにExcel講座を開設したほか、首都圏の就職説明会に貸し切りバスで参加する「東京バスツアー」、海外インターンシップを導入している。このようなプログラムに対しては、学生が参加しやすくなるよう、経費の一部を大学が負担している。

なお、平成24(2012)年度末及び平成25(2013)年度末時点の進路状況は表2-5-1、表2-5-2のとおりである。

表 2-5-1 平成 24(2012)年度進路内定状況 (2013年3月31日現在)

学科	進学・就職 希望者数	進路内訳			内定者合計	内定率
		就職内定者	進学者	専門学校等 進学		
表現文化学科	54	39	0	0	39	72%
人間心理学科	71	47	2	0	49	69%
子ども学科	9	9	0	0	9	100%
現代社会学科	67	60	0	0	60	90%
生活環境学科	57	42	0	2	44	77%
健康栄養学科	85	81	2	0	83	98%
計	343	278	4	2	229	83%

表 2-5-2 平成 25(2013)年度進路内定状況 (2014年3月31日現在)

学科	進学・就職 希望者数	進路内訳			内定者合計	内定率
		就職内定者	進学者	専門学校等 進学		
表現文化学科	61	45	1	0	46	75%
人間心理学科	82	64	5	0	69	84%
子ども学科	78	75	0	0	75	96%
現代社会学科	79	65	0	0	65	82%
生活環境学科	63	50	1	0	51	81%
健康栄養学科	75	72	0	0	72	96%
計	438	371	7	0	378	86%

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

「持続的就業力獲得をめざす学士力向上支援プログラム」については、当初の取り組み項目を一部引き継ぎながら、PDCAサイクルを回しながら継続的に実施する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

学生の学習状況については、各授業担当者が日ごろの授業運営の中で把握する他、各学科会の中で情報交換をしている。成績評価結果は、適宜クラス担任、学科教員も教務課に照会できるようにしている。なお、不合格者一覧は、セメスター毎に、教務部委員会を経

て教授会に報告される。年度単位ですべての授業の成績評価（グレード）の分布を教員の縦覧に供している。

成績評価については、GPA の導入の際に、その尺度としての有効性を担保するために、グレードの基準や分布についてある程度揃える必要があるとの議論があった。しかし、すべての授業について統一的にグレードの分布を規格化することはせず、各グレードの意味を表 2-6-1 のようにとらえることとし、評価担当者並びに学生に周知している。

表 2-6-1 成績評価のグレードとその意味

判定	素点	グレード	GP	意味
合格 (単位認定)	100～90 点	S	4	特に優秀な成績
	89～80 点	A	3	優秀な成績
	79～70 点	B	2	普通の成績
	69～60 点	C	1	合格と認められる最低の成績
不合格	59 点以下	F	0	不合格

次に、各学科のいわゆるアウトカムの例に関して述べる。

表現文化学科では、映像作品の制作、学科企画イベントのプロデュースといった場面で学習成果を実践的に発揮・検証する場が用意されている。

健康栄養学科では、管理栄養士国家試験の結果がひとつのアウトカムの指標となる。学外の施設での臨地実習については、事後の発表会を行い、成果を報告書にまとめている。

子ども学科では、資格(教員免許状・保育士資格)取得者数および教員採用試験合格者数などが指標となる。

上記学科を含め、多くの学生は大学での学びの集大成として卒業研究や課題研究の成果をまとめており、発表会で要旨集などの冊子で、それらの成果を公表している。

さらに各学科においては、卒業研究の他、主要な実習・演習において、その要旨や報告をまとめた冊子を作成し、履修者だけでなく学内に広く配布し、それらの成果を公開・蓄積することが行われている。

以上、各学科のいわゆるアウトカムの例を挙げてきたが、こういった学修成果の評価を組織的に行うひとつの試みとして、平成 26(2014)年 3 月に、卒業生を対象に、従来の満足度調査に加え、学修成果の自己評価の調査を行った。これは、共通教育と各学科の学修成果について、複数の観点から各自がそれらの達成度について 5 段階評価するものである。集計結果は運営協議会において共有したほか、適宜独自に分析できるようデータを各学科に提供した。

資格取得状況、学生の意識などの調査は、関連する部署で適宜行っており、必要に応じて運営協議会などに報告されている。

なお、就職内定状況については、月毎の報告を教授会に対して行っている。

以上の他、学生の状況を把握し教育の改善や教育目的の達成状況の点検などに資するため、学部の全在生を対象として 9 月末に行われる後期オリエンテーションにおいて、学習状況や学内施設設備の利用状況などに関するアンケート調査を行っている。

このほか、数年に渡り、シラバスの充実を図ってきている。その中で、特に、到達目標の記述、成績評価の基準、授業外学修を促すための参考書などの記述については、丁寧な記述を行うよう毎年周知している。しかし、到達目標、成績評価の基準、およびそれらの対応関係についての記述にはまだ不十分なものも見られたため、平成26(2014)年1月には、2014年度開講授業のシラバスの記載内容について第三者がチェックしフィードバックする取り組みを行った。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

授業改善のための学生による授業評価アンケートの集計結果は、評価対象授業についての各設問の平均スコアを、全学、学科の平均スコアとともに当該教員にフィードバックしている。

平成23(2011)年度から導入した教員個人評価制度の「教員自己点検・自己評価申告書」においては、各専任教員が担当授業科目について学生の授業評価結果の分析、自己評価と改善計画を記述し、各自の具体的な授業改善につなげるようにしたほか、全員の申告書を学内で公開し、授業改善に関する情報の共有を図っている。特に優れた教育活動を行ったと評価された教員については、学長がその旨を当人に伝える他、必要に応じてその活動を全学的な施策につなげるようにしている。

その他、学生に対するアンケート調査のデータが蓄積されつつあるが、有効な方法で分析し、教育方法・内容の改善につなげるような活用については、十分に行われているとはいえない。

具体的な教育内容や改善点の確認、授業などへの反映については、適宜各学科において行っているが、統一的な観点、方法で行なってはならず、今後の改善の余地がある。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況、すなわちディプロマポリシーにつらなる教育の成果を評価し改善につなげるため、教学マネジメントのしくみをつくり、機能させる。具体的には、学長を中心とした全学的なカリキュラムを策定・検証する全学カリキュラム委員会を平成26(2014)年度から立ち上げる。その委員会が中心となり、平成27(2015)年度からの新カリキュラムの実施に向けた計画を行う。また、カリキュラムマップや履修系統図(ナンバリングなど)を作成するとともに、シラバスの充実を図る。

平成26(2014)年度には、教学面でのIRを推進する組織を立ち上げ、活動を開始する。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

a) 組織の機能

学生生活の安定のための組織として、保健センターと学生生活部委員会を設置している。保健センターは保健室および学生相談室から成り、学生に対する健康相談および心的支援さらには生活相談にあたっている。保健室には看護師資格を有する常勤職員2人、学生相談室には臨床心理士資格を持つ常勤職員1人（カウンセラー）を配置し、授業期間中は常時、心身に問題を抱える学生の支援を行っている。保健室では、年間を通じた健康相談・救急看護・禁煙支援の他に、毎年4月に実施される定期健康診断をもとに学生の健康状況に配慮している。

学生相談室では、毎年学内の臨床経験豊かな教員数名を相談員に委嘱し、カウンセラーとともに学生の心的支援にあたる体制をとっている。通常の相談業務に加え、昼休み時間に「ランチタイム」を設け、新入生が学内に居場所を見出す足がかりの場としている。

この他に、学生の心身の健康状態をより良いものとするために、両室それぞれでセミナーを開催するなどの教育的な活動も行っている。

平成23（2011）～平成25（2013）年度の保健センター利用状況は、表2-7-1に示すとおり利用者は多く、当センターの果たす役割は大きい。

表 2-7-1 保健センター利用状況 (件)

	2011年度	2012年度	2013年度
保健室利用件数	1,360	1,391	1,455
学生相談室利用件数	235	234	212

学生生活部委員会は、課外活動、学生会活動、奨学金、留学生の支援、ならびに厚生補導を担当する教員組織である。委員会は学生生活課職員の陪席のもと毎月開催され、所管の事項について検討を重ねている。実際の支援は、学生生活課が窓口となり適切に実施している。障がいのある学生の支援は、障がい学生支援委員会との連携のもとに所属の学科または研究科が行っている。平成25（2013）年度には「尚絅学院大学障がい学生修学支援規程」「尚絅学院大学障がい学生支援委員会規程」を定め、本学の障がい学生支援の基本理念と支援体制を明文化した。

また本学では、少人数編成のクラス担任制をとっており、クラス担任が学生からの個別の相談に応じている。加えて、学生が学科を越えて教員に相談することができるオフィスアワー制度もあり、毎年学生に周知している。

b) 経済的支援

学生に対する経済支援を行うために、本学独自の「尚絅学院奨学金」「尚絅学院大学授業料減免」などの制度や日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金がある。このうち「尚絅学院大学授業料減免」は、家計の急変または経済的理由により就学が困難な学生に対して、平成22（2010）年度から導入した制度である。また平成23（2011）年3月11日に発

生じた東日本大震災は、本学学生の経済状況に深刻な影響を与えた。このため「尚綱学院大学東日本大震災授業料等減免」の制度を設け、支援を行っている。

それらの利用についてはクラス担任が相談・助言を行い、窓口と申請手続きの支援は学生生活課が務めている。平成 24(2012)及び平成 25 (2013) 年度の受給状況は表 2-7-2 のとおりである。

表 2-7-2 各種奨学金・減免受給状況 (人)

名称	種別	平成 24(2012)年度	平成 25(2013)年度
【学内奨学金・減免制度】			
尚綱学院奨学金	貸与	30	10
尚綱学院大学授業料減免	減免	38	41
尚綱学院外国人留学生授業料減免	減免	14	21
計		82	72
【東日本大震災関連学内奨学金・減免】			
尚綱学院大学東日本大震災授業料等減免	減免	247	40
【日本学生支援機構奨学金】			
第 1 種	貸与	227	297
第 2 種	貸与	717	733
私費外国人留学生学習奨励費	貸与	1	2
計		945	1032
【その他の奨学金】			
あしなが育英会奨学金	貸与	3	3
亀井記念財団奨学金	貸与	4	4
交通遺児育英会奨学金	貸与	1	1
江頭ホスピタリティー財団奨学金	給付	2	4
若林彊記念財団奨学金	給付	1	2
共立国際奨学財団奨学金(外国人留学生)	給付	0	1
【東日本大震災関連学外奨学金】			
三菱商事緊急支援奨学金	給付	13	14
東芝東日本大震災奨学基金	給付	2	2
日本福音ルーテル社団奨学金)	給付	1	1
東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金	給付	5	5
毎日希望奨学金	給付	2	2
夢を応援基金奨学金	給付	4	7

c) 課外活動への支援

学生生活の充実と人間形成のためには、心身を鍛え協調性を培ったり、人との和を結んだりすることがきわめて重要である。そのため学生には、課外活動への参加を積極的に勧めている。

学生の自主的な活動による相互の親睦を図る組織として学生会があり、その活動の支援は学生生活部委員会が中心となって行っている。学生会に所属する体育会、文化会の部活動や愛好会に対しては、活動補助金を給付している。特に女子バレーボール部は東北地区大学体育大会での優勝や国民体育大会への出場など顕著な成績を収めており、学院をあげて継続的にバックアップしている。

キャンパス内のクラブハウス「しおん」は、通常の活動のみならず長期休暇中の合宿などにも対応しており、年間を通じて利用されている。また、体育館やグラウンドその他の施設使用に関しては、学生生活課が窓口となり、学生からの要望に適宜応えている。

学生たちにとって重要な課外活動である大学祭は、本学では「尚志祭」と呼ばれ毎年10月に開催されている。尚志祭の企画運営は、有志学生による実行委員会が担い、学生生活部委員会が中心となってその活動を支援している。

また、課外活動を奨励するために、優れた活動を行った個人に対して顕彰制度を設けている。平成25(2013)年度の卒業式では、第68回国民体育大会バレーボール成年女子の部で宮城県代表として第5位に入賞するなど、特に貢献した女子バレーボール部の学生2人に対し、学長特別表彰を行った。

d) 社会人、編入、転入学生等への支援

社会人入学ならびに編入・転入学生に対しては、受け入れた学科・研究科が適切に支援を行っている。また前期オリエンテーションでは、編入生対象のプログラムを設け、編入生がスムーズに本学の生活に馴染めるようサポートしている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

本学では、大学の規模がそれほど大きくないことから、学生からの意見や相談の窓口を1箇所にと定めるといよりも、授業担当者、クラス担任、事務職員がそれぞれ窓口となって、学生との接点を多様化し、そこから得られた要望・意見を該当部署間で共有することで迅速・適切に対応している。

大学生活に関する学生の意見を、学生会を通して汲み上げるシステムもある。学生会は学生の要望や意見をとりまとめ、適宜学生生活部長に提出している。提出された要望や意見については、学生生活部委員会が協議し、適切に対応している。予算や大学の方針から要望に沿えない場合は、学生会に説明を十分に行い、理解を得ている。情報システムセンター、図書館においては、それぞれのスタッフが学生の対応にあたっており、学生の要望などを適宜把握し対応している。

また、学生の意見を大学の運営にあたる教職員が直接汲み上げて大学の課題を知り、より良い大学作りを目指すという目的のもと、平成24(2012)年5月から学内3箇所に「学生意見箱」を設置した。学生は無記名での投書もできるが、連絡先を記入して投書することもできる。投書された意見については、運営協議会で対応を協議し、原則として掲示により回答している。連絡先が書かれていた場合には個別に連絡を取り、回答を伝えている。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の全般的な支援体制については整っており、大きな改善の必要性はない。学生の心身の健康に関わる専門性の高い支援は保健センターが担い、経済的支援を含む幅広い支援は学生生活部委員会が行うという体制を取りつつ、学生サービスのさらなる充実に努める。また、学生のニーズに基づく的確な支援ができるよう、部署間での情報の共有を進めていく。同時に、学生支援の基本的なルールと留意事項を全教職員に周知する方策について検討する。

平成26（2014）年2月に「障害者の権利に関する条約」が我が国において発効し、平成28（2016）年4月には「障害者差別解消法」が施行される予定である。これにより私立大学では、障がい者への差別的取り扱いの禁止が法的義務、合理的配慮の提供が努力義務となる。障がい学生支援については、個々の学生に対する実際の支援を充実させることはもとより、上述のような社会の動向への全学的な理解をさらに深める必要がある。

課外活動については、今後も学生会と連携しつつ、学生の自主的な活動の一層の支援に努める。具体的には、学生会に所属していない団体や、学生個人の正課外の活動に対しても、一定の条件の下で活動費を助成できるようなシステムを検討する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の教員配置は表2-8-1のとおりである。大学設置基準で示された教員数を満たし、各学科各研究専攻の教育目的、内容に即した配置を行っている。なお、総合人間科学研究科は学部教員が兼担している。

表 2-8-1 教員配置 (人)

	教授	准教授	講師	助教	合計
総合人間科学部	37	21	11	1	70
表現文化学科	7	2	0	1	10
人間心理学科	3	6	2	0	11
子ども学科	8	4	2	0	14
現代社会学科	6	4	1	0	11
生活環境学科	6	2	2	0	10
健康栄養学科	7	3	4	0	14
総合人間科学研究科	7	3	3	0	13
心理学専攻	1	3	2	0	6
健康栄養科学専攻	6	0	1	0	7

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

a) 教員の採用・昇任について

教員の採用・昇任については尚絅学院大学人事計画委員会規程および同運用規程に従い、適切に行っている。

教員の採用が必要な場合、当該学科長は、次年度対応の「採用人事申請書」を人事計画委員会委員長に提出する。人事計画委員会は、提出された「採用人事申請書」を検討した上で、当該年度の人事計画を立案し、理事長に「提案理由書」並びに「募集要項案」を提出する。なお、人事計画は、設置基準に照らしての教員の必要性、カリキュラム運営に係る教員の必要性、教授会構成員の年齢、専門領域等に係る人員構成上のバランス、その他、本学の将来構想等の観点から立案される。「提案理由書」並びに「募集要項案」が常任会(理事会の下部機関である常任理事会)の承認を得た後、人事計画委員会委員長は、教授会に採用人事を提案し、承認された場合「候補者選考委員会」を設置して募集を開始する。選考委員会は、採用人事に係る募集と候補者の選考を、厳正かつ慎重に行い、その結果を人事計画委員会委員長に提出する。人事計画委員会は、検討ののち、候補者を決定し、教授会に提案する。教授会では投票により出席構成員の3分の2以上の同意をもって議決する。

昇任については、昇任人事の提案を希望する学科長は「昇任人事申請書」を「履歴書(個人調書)」及び「教育研究業績書」とともに、人事計画委員会委員長に提出し、委員会で検討の上、昇任候補者を確認する。常任会で昇任人事を起こすことの承認を得た場合、委員長は「資格審査専門委員会」の設置を決定し、その設置および構成員について教授会で承認を得た後、専門委員会に候補者の資格審査を付託する。専門委員会は厳正かつ慎重に審査を行い、審査経緯および結果を報告書にまとめ、人事計画委員会委員長に提出する。人事計画委員会は検討の後、その結果を教授会に提案する。教授会では教授会出席構成員の3分の2以上の同意をもって議決する。

b) 教員評価について

教員個人評価については、平成 23(2011)年度から実施している。

前年度の「教育」「研究」「大学運営」「地域貢献」の各分野について、「教員自己点検・自己評価申告書」の提出を教員に依頼し、自己点検・評価委員会の下部組織である「教員個人評価専門委員会」が評価を行う。平成 26(2014)年度（平成 25(2013)年度の評価）については、2 名を除く対象教員からの申告書の提出があった。評価は、分野毎に行うこととし、ポジティブ評価を基本とする。特に優れている場合は「卓越評価」として、委員長が本人に伝える。

c) 教員の資質・能力向上への取り組みについて

学院による建学の精神研修会、大学全体での FD・SD (Faculty Development / Staff Development) 集会、FD 集会（共同研究成果発表会）を開催するとともに、学科毎に FD を実施し、教員の資質の向上に努めている。大学の FD・SD の開催については、FD・SD 委員会を中心として取り組んでいる。平成 24(2012)年度及び平成 25(2013)年度開催の研修会、FD・SD 集会、FD 集会は表 2-8-2 のとおりである。

表 2-8-2 建学の精神研修会、全学 FD・SD 集会及び FD 集会

種別	2012 年度開催	2013 年度開催
学院による建学の精神研修会	(11/24) 尚絅学院大学礼拝堂献堂式並びにパイプオルガンコンサート (Johannes Geffert, 土田定克)	(11/23) 「建学の精神を担う尚絅学院教職員の役割～M. D. ジェッシーに学ぶ～」 (宣教師 ロバータ L. スティーブンス)
全学 FD・SD 集会	第 1 回(6/19)ハラスメントに関する研修 「ハラスメント関連規程について」 「本学のハラスメント相談のあり方についての提言～他大学の事例をもとに～」 第 2 回(9/13)「大学生の中退の現状とその予防」「本学の中退予防に向けて」 第 3 回('13. 2/28)「礼拝と音楽」	第 1 回 (6/18) 学科改革に関する講演会 第 2 回(9/18)「子どもたちの”今”と私たちにできること」 第 3 回('14. 2/28) 共同研究発表およびアクティブラーニング実践報告
全学 FD 集会	第 1 回('13. 3/1) 共同研究成果発表会	

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

各学科の専門教育の教育課程と対をなす教育課程を、本学は「共通教育」として区分している。2-2-②に示したように、共通教育の教育課程の中に、いわゆる狭義の教養教育科目が配置されている。したがってここでは、共通教育の実施体制について述べる。

本学総合人間科学部は、多様な分野の学科を有する学部であることから、全ての学科の教員が共通教育科目を分担することとしており、もっぱら共通教育科目全体を統括して企画・運営する固定化された教員組織は置いていない。カリキュラム改正を念頭に置いた、今後の共通教育についての検討は、教育開発支援センターが担っている。

現行教育課程の授業計画・運営にあたっては、教員の分担や非常勤講師の採用計画、予算上の措置などについて、それぞれ教務部委員会や人事計画委員会、予算委員会、その他

の会議等で、共通教育が十分に実施できるよう、全学的見地から検討・調整を行える体制としている。

本学の建学の精神の基礎をなすキリスト教に関連する教育活動については、学院レベルではキリスト教教育協議会、大学レベルでは宗教部委員会が中心となって検討を行っている。その際、教育課程への組み込みなどについては関連する部署と調整して検討することとしている。

少人数クラス編成のため、非常勤講師による授業の比率が高い英語については、必要に応じ、担当教員の懇談会を設定し、教育内容などについての情報交換を行っている。

現行カリキュラムにおける共通教育科目の授業運営については、教務部委員会で扱っている。しかし、非常勤講師を含む授業担当者の計画、授業に関する予算の企画運営といったところまでの一貫したフォローが必ずしも十分ではない。そのため、教育開発支援センターでこれらの問題は扱うこととしている。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置は、大学設置基準を満たし、適切に配置されているが、今後カリキュラムの見直しを行う際には再検討する。FD・SD活動は比較的活発に行われているが、さらに授業改善を主眼とした学科毎のFD活動の充実、全学FD・SD活動の充実を図る。教員個人評価は継続して行い、自己点検・自己評価申告書の項目の再検討、記載内容の充実を図るとともに、教員個人評価の結果、優れた教育活動と認められた内容については、学内で共有していく方策を検討する。

教養教育を含む教育課程上の共通教育部分の授業計画、運営については、関連部署の協力の下、教育開発支援センターが統括する。

2-9 学習環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

a) 校地・校舎

本学は、宮城県の中央に位置する名取市の中心街から北西方向に約6kmの地点、市の西方に広がる標高150mを越える自然豊かな丘陵先端部に位置し、JR仙台駅よりバスで45分ほどの場所にある。本学の校地・校舎の面積と大学設置基準上必要な面積を表2-9-1に示

す。また、施設の概要に関しては、表 2-9-2 のとおりである。なお、キャンパスの整備計画については、キャンパス整備委員会が検討している。

表 2-9-1 校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	学部 (m ²)	大学院 (m ²)	大学合計 (m ²)	大学設置基準 (m ²)
校地	293,387	0	293,387	18,600
校舎	27,417	172	27,589	15,666

表 2-9-2 施設の概要

施設名	学部 (m ²)	大学院 (m ²)	大学合計 (m ²)	主要施設
本館	1,867	0	1,867	学長室、事務室、会議室、応接室
1号館	4,373	62	4,435	食物実習室、食物実験室、給食経営管理実習室、生化学 (P2) 実験室、住居実習室、衣服実験室、衣服実習室、動物実験室、研究室
2号館	2,908	0	2,908	保健室、学生相談室、研究室、保育実習室、造形室
3号館	1,131	0	1,131	音楽室、音楽リズム室、練習室、レッスン室
4号館	5,742	110	5,852	講義室、実習室、演習室、コンピュータ実習室、CALL教室、情報システムセンター、研究室
5号館	1,768	0	1,768	大講義室
体育館	2,339	0	2,339	アリーナ、体育準備室、更衣室
図書館	2,338	0	2,338	閲覧室、セミナールーム、事務室
学生会館	2,818	0	2,818	食堂、多目的ホール
実習棟	192	0	192	実習室
クラブハウス	557	0	557	学生会室、部室、ホール、和室、コミュニケーション室
礼拝堂	597	0	597	
エラ・オー・パトリックホーム	272	0	272	展示室
その他施設	515	0	515	薬品庫、機械室、守衛室、学生部室、売店、茶室、倉庫
計	27,417	172	27,589	

b) 図書館

本学図書館の概要を表 2-9-3 に示す。

表 2-9-3 図書館の概要 (平成 26(2014)年 3 月末現在)

面積	閲覧スペース	1,519 m ²
	所蔵スペース	324.1 m ²
	全体	2,337.8 m ²
閲覧座席数		230 席
収納可能冊数		約 200,000 冊
図書の冊数		143,366 冊 (うち開架図書 73,681 冊)
定期刊行物の種類		内国書 926 種類、外国書 179 種類
電子ジャーナルの種類		34 種類

図書館の運営は、館長（教授）のほか、スタッフは業務委託職員 10 人（うち司書 5 人）で行っている。開館時間は平日 9：00～19：00（月曜・木曜の礼拝時間 10：30～11：10 は閉館）、大学院の授業のある土曜日 10：00～14：00 である。

学生はインターネットを介してポータルサービス「マイライブラリー」を利用し、貸出期限の更新、予約等のサービスが利用できる。また、図書館や自宅から、①CiNii Books、②国立国会図書館、③学都仙台オンライン目録、④宮城県内図書館総合目録の検索ができる。さらに、学内のパソコンからは、上記に加えて、①JDreamⅡ、②聞蔵（朝日新聞記事データベース）、③河北新報データベース KD(カーデー)等のデータベースが利用できる。

c) 体育施設

体育施設は、体育館、テニスコート、複合グラウンドなどが整備され、授業やクラブ活動のために使用されている。授業では、年間を通して授業期間中週 4～5 コマ使用している。なお、これらの施設は、近隣の中学校・高等学校のクラブ活動や地域住民の生涯学習の場としても提供している。

d) 情報サービス施設

学内には、4 室のコンピュータ実習室及び 2 室の CALL 教室に合計 170 台以上のパソコンが設置され、8：40～19：00 の時間に利用できる。授業関連稼働率は約 30%であり、残り時間を学生の自習用に開放している。学内 LAN は、ほぼすべての教室、研究室に情報コンセントを整備している。さらに、校舎内及びキャンパス内のほぼ全域で無線 LAN に接続できるようにしている。また、UNIPA と CEAS を利用可能としている。

e) 実験・実習室

本学 1 号館には生活環境学科と健康栄養学科、2・3 号館には子ども学科、4 号館には表現文化学科や人間心理学科、現代社会学科を中心とした実験・実習室が配置され、効率的に活用されている。また、生活環境学科の実験実習用として実習棟があり、園芸、建築分野の授業等で幅広く利用されている。

以上の施設設備等の維持、管理は管財課が担当している。校舎内外の清掃や校務業務、警備業務、ボイラー設備及び防災設備等の業務は、それぞれ専門業者との委託契約を結んでいる。電機関係業務、エレベーター設備等の保守点検を定期的実施し、良好な状態を保っている。

情報関係施設設備の日常的な管理運営についても、専門業者と委託契約を締結し、派遣された情報システムセンタースタッフが主に行っている。ネットワーク関連機器やサーバーの保守については、同様の専門業者と契約を結び安定的に運用している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学の授業は多くが学科単位またはクラス単位で行われている。学科の 1 学年の人数は、60～90 人程度と少なく、1 学年を 2～6 クラスに分けているため、授業を行う学生数はおおむね適切である。ただし、共通教育科目においては、複数の学科の合同クラスや、選択科

目の場合は履修者数の変動により、大人数の授業を余儀なくされることがある。そのため、およそ 200～250 人以上の履修者（履修登録）があった場合は、授業クラスを分割するなどの措置を行っている。この措置は、毎年度 1～2 あるいはそれ以下の授業について適用している。一方、人数の少ない場合は、教務上の申し合わせにより、「履修希望者 5 名以下の場合には開講しない（ただし最終学年、前年度適用の授業を除く）」という運営をしている。

選択科目の場合は、時間割の影響も大きく、履修者数のコントロールが難しい面がある。その一方で、学習者が主体的に授業科目を選択できる工夫の余地がある。

(3) 2－9 の改善・向上方策（将来計画）

教育環境については、キャンパス整備委員会で検討し、中期目標・中期計画の年次計画に沿って整備していく。授業を行う学生数については、今後も大人数にならないような措置を講じる。

【基準 2 の自己評価】

全体として教育の理念、人材養成の目的に沿った教育が適切に行われるよう、つねに改善の取り組みを継続していると評価できる。今後は 3 つのポリシーに貫かれた教職協働による教学経営をさらに進めるとともに、個々の学生の主体的学びを支援し、学修到達度やアウトカムがより明確になるような取り組みをさらに進めていく。

一方で、社会のニーズの変化に対応して、教育課程を見直し、学生のニーズに合わせて本学の教育目的に沿った教育、人材養成を推進していくこととし、中期目標・中期計画にも明記し取り組みを開始している。

以上の点から、本学は基準 2 「学修と教授」を満たしていると評価する。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人尚絅学院は、校名の出典ともなった中国の儒教の書『中庸』の一節「衣錦尚絅」と、『新約聖書』のペトロの手紙Ⅰ第3章3節～4節の言葉に示された人間のあり方を建学の精神としている。その内容は学校紹介パンフレットやホームページなどに掲載し広く社会に表明している。この建学の精神は本学の教育の柱であるとともに、経営においてもその精神である堅実と誠実を旨としている。平成19(2007)年に経営計画（「中長期経営計画(2007～2015年度)」）を策定し、3年経過後、約7割の計画達成を総括して、あらためて平成22(2010)年度から平成29(2017)年度までの中長期経営計画（「新中長期経営計画(2010～2017年度)」）を策定した。その具体的内容は年度毎の事業計画とし、前年度の事業報告とあわせて教職員に周知するとともに、ホームページにも公開している。なお、平成26(2014)年度から6年間の中期計画を2年毎に見直す計画を始める。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

理事会は、平成22(2010)年に平成29(2017)年度までの中長期経営計画を発表し、13頁の冊子「新中長期経営計画の策定について」を教職員に配布し説明会を開催した。その計画は平成22(2010)年度までの計画に対する進捗状況と課題を整理したもので、施設設備計画、収支改善計画、管理運営組織の整備からなる。平成24(2012)年度から全ての項目で取り組みを開始している。また、理事会は中長期経営計画の下に、5年毎の中期財政計画を作成しており、毎年度事業計画に明示し、目標に対する達成状況を確認することで継続的な活動としている。そうした計画の基盤は、「キリスト教精神と豊かな教養によって内面をはぐくみ、他者への愛と奉仕の心を持って社会に貢献する人間を育成する」という教育理念であり、本学院の使命として毎年の事業計画書等にも明示している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」「私立学校振興助成法」「学校法人会計基準」「労働法」等の関連法令で遵守すべき事項については、適宜規程に定め明確にしている。また、労働環境の整備として、安全衛生、ハラスメント、個人情報保護、公益通報、遺伝子組換え、薬品管理、研究倫理に関する諸規程も定めている。

教職員は、「就業規則」を基盤とし、「管理運営規程」「事務局職務権限規程」「事務分掌規程」他、諸規程に定められた業務と職責に基づき職務を遂行し、法令の遵守を義務付けられている。特に平成 18(2006)年に「尚綱学院公益通報者保護に関する規程」を制定し、法令遵守経営の強化を図り、学院の健全経営と発展に資することを明示している。諸規程違反行為に対しては、「懲戒処分に関する処分基準と公表基準」に照らして処分される。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

a) 放射線対策と災害対策

環境保全で特筆すべきことは、福島第一原子力発電所事故に伴う放射線対策である。平成 23(2011)年 12 月に全学 491 か所の詳細な空間放射線量の調査を行ない、名取キャンパスの数地点で 0.1 マイクロシーベルト以上の高い放射線を観測したことから、防災の視点から定点観測装置を設置するとともに、毎週 1 回継続して定点観測を実施している。その結果を基に、国の「被災私立大学復興特別補助」を受け、大規模な土の入れ替え作業、施設の洗浄、地下への汚染土壌の封じ込め等を年次計画に基づき実施している。洗浄等の実施後、放射線量は洗浄前に比べ最大でも 1/10 以下に抑えることができ、原発事故以前と変わらぬ環境になっている。

平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災では非常食料・非常備品等が不足したことから、あらためて必要備品等の点検整備を行い、平成 25(2013)年 12 月に非常用保管倉庫を設置し、不足した食料・備品等を年次計画で補填している。

また、平成 25(2013)年 11 月には「緊急時における授業・試験等の取扱いに関する申合せ事項」(平成 26(2014)年 4 月 1 日施行)の見直しを行い、より現実に即したものとした。

b) 喫煙対策

喫煙については、就業規則に本学院敷地内禁煙と定めている。ただし、「卒煙支援室」を設置し、学生の禁煙教育と受動喫煙の防止に努めている。

c) ハラスメント対策

平成 23(2011)年 7 月に、これまでの「学校法人尚綱学院セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を大幅に改正し、ハラスメント全般に対する規程「学校法人尚綱学院ハラスメント防止等に関する規程」として、様々なハラスメントを分類規定し、防止・対策を講じている。規程施行にあたっては、全教職員への説明会を開催する一方、平成 25(2013)年には「ハラスメントに関する全学アンケート」を実施するなど、ハラスメント防止に取り組んでいる。

d) 個人情報対策

個人情報保護については、平成 17(2005)年に「個人情報の保護に関する基本方針」「尚綱学院個人情報保護規程」「尚綱学院個人情報保護に関するガイドライン」を制定し、説明会等を開催し周知している。情報処理に伴う危機管理については、「情報システムセンター」においても統一的なコンピュータ・ウイルス対策を講じるなど対処している。個人情報に関する大きなトラブルは起こっていない。

e) 安全衛生対策

教職員の安全と健康に関する対策としては、安全衛生委員会ならびに衛生委員会を定期的に開催し、教職員のメンタルヘルスを含む健康保持を図るための対策などについて協議し、実行している。

平成 25(2013)年に教職員の健康管理体制の見直しを行い、同年 9 月から個人情報の同意の取れた教職員について、法人人事課で管理している健康診断データの写しを保健室で管理し、学内において健康上の問題が発生した場合は、健康診断データを利用できるようにした。また、健康診断の二次検診を必要とする場合は、職務専念義務免除の取扱いとした。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報・財務情報の公表は、本学のホームページに「情報の公表について」のバナーを設け、公表項目を一覧で示し、そこから詳細を閲覧できるようにしている。公表項目と内容は表 3-1-1 のとおりである。

表 3-1-1 情報公表の項目と内容

項目	内容
教育研究上の目的	大学教育理念・目的、大学院教育目的
教育研究上の基本組織	大学組織
教員組織、教員数、各教員の学位・業績	大学・大学院教員組織、専任教員数、教員 1 人当たりの学生数、年齢別専任教員数、専任教員数と非常勤講師の比率、表現文化学科教員紹介、人間心理学科教員紹介 子ども学科教員紹介、現代社会学科教員紹介 生活環境学科教員紹介、健康栄養学科教員紹介 大学院心理学専攻教員紹介、大学院健康栄養科学専攻教員紹介
教育方針及び各種データ	大学教育方針、大学院教育方針、学生数、収容定員充足率、入学者推移、学位授与数、社会人学生数、留学生及び海外派遣学生数、卒業生数・卒業生の進路・就職状況(当該年度)、卒業生の主な就職先(当該年度)、進学・編入学先(過去 4 年)
授業科目、授業計画	シラバス 表現文化学科カリキュラム、人間心理学科カリキュラム 子ども学科カリキュラム、現代社会学科カリキュラム 生活環境学科カリキュラム、健康栄養学科カリキュラム 大学院心理学専攻カリキュラム、大学院健康栄養科学専攻カリキュラム

学修成果の評価、卒業・修了の認定基準	試験および成績評価、単位制度、卒業要件・学位授与 修了要件・学位授与、各種単位認定制度
各種施設、教育研究環境	校地・校舎の概要、キャンパスマップ、図書館、 アクセスマップ、クラブ・サークル
授業料、入学料等の費用	学費について、各種証明書の手数料、資格取得に関する 経費
学生の修学、進路支援	事務取扱について、キャリア支援体制、 保険制度について、奨学金制度について、 保健センター：保健室、保健センター：学生相談室
国際交流	海外の協定大学
自己点検・評価	自己点検・評価報告書
財務情報	事業計画・事業報告

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

おおむね満足できる環境となっている。なお、ハラスメント対策については、今後さらなる防止体制、また、発生後に迅速で公正な対応の取れる体制の整備を進めていく。

教職員のメンタルヘルス対策として、平成24(2012)年度に心療内科医を産業医として迎えたが、本務の多忙さを理由に平成25(2013)年度末に辞退された。そのため、内科医に産業医を依頼し定期的な活動を行っていただく予定である。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

a) 理事会

理事会は、所属長他それぞれの選出枠から選ばれた15人の理事によって構成し、理事長が議長となって運営している。理事の選考は、5つの選出母体毎に推薦のあった候補者を理事会において選出している。特に第4号理事である学識経験者6人は、弁護士、元副市長、企業経営者、幼稚園経営者、元公立高校長、元大学学長による、多様な人材で構成し、高い見識と経験により戦略的構想とその吟味ができる体制となっている。また、学外理事の中から民間で経営経験のある者を常務理事に選任している。常務理事は理事長の補佐にあたりるとともに、「中長期経営計画（案）」を作成する等、戦略構想立案と計画推進の要としての役割を担っている。

平成25(2013)年度における理事会への理事の出席率は、ほぼ100%である。

b) 常任会

理事会は隔月に開催している。その下部機関として理事長、学院長、常務理事、学長、校長、事務局長及びその他の理事の中から理事会において選任された理事で構成される常任理事会（常任会）を置いている。常任会は毎週開催し、理事会から委託された事項の審議並びに理事会への発議事項について事前の協議を行なっている。

常任会には、法人事務3課長（企画調整・人事・財務）が陪席し、必要に応じて資料の説明や法規解釈を行うなど、常任会を支援している。

常任会議題と審議内容は、常任会構成員とそれを補佐する事務長等に事前に通知し、所属毎に審議事項の予備的調査や所属の意見を聴取できるようにしている。また、平成24(2012)年度から、事務局次長が常任会・理事会での審議状況を即日各事務管理職位者に伝えることで、事務運営の円滑化を図っている。

平成25(2013)年度における常任会構成員の出席率は、ほぼ100%である。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会での審議は、法人事務局での調査研究を踏まえた協議、そして常任会での事前協議と段階的な手続きを経ている。しかし、それを支える法人事務局は、実務処理が主体で、理事会の戦略的機能を支える機関としては十分とはいえない。今後、常任会に法人事務3課長に加え、各学校事務長も陪席することとし、戦略構想の構築に必要な大学と法人との一体的事務運営の推進を図り、情報共有のもとに円滑な学院経営を行なっていく。

事務局体制の強化には抜本的な組織機能の見直しが必要であることから、平成27(2015)年に事務組織全体の再編を行う予定である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学における最高意思決定機関は、総合人間科学部では教授会、大学院総合人間科学研究科では研究科委員会であり、いずれも学長が最終責任を負う。学長の職務を補佐する副学長を2人置いており、それぞれ総務、教育・研究を担当している。教授会のもとに宗教部委員会、教務部委員会などの常任委員会とともに、人事計画委員会や予算委員会などの特別委員会、さらに、紀要編集委員会、FD・SD委員会などの各種委員会が置かれ、それぞれ所定の事項を協議し、必要に応じて大学の執行機関である運営協議会を経て教授会に提

案や報告を行っている。なお運営協議会は、学長、副学長、常任委員会の各部長、図書館長、各学科長、及び事務長で構成され、月1回定期的に開催している。

各学科、研究科の各専攻においては、定期的に学科会等を開催して、意思の調整を行い、必要に応じて上位機関に提案等を行い、意思の全学的共有を図っている。

また、それぞれの専門的領域を担当する機関として、図書館の他、エクステンションセンター、情報システムセンターなどを置き、平成25(2013)年度から教職課程センターを設置した。

これらの組織は、表3-3-1に示すように、関連規程に基づき、権限と責任を明確にし適切に運営している。

表 3-3-1 研究教育に関わる学内意思決定機関組織

組織名 構成 根拠規程・運営規程等	会議開催 所掌事項
教授会 学長並びに専任の教授、准教授、講師、及び助教 学則第9章（教授会） 教授会規程	定例及び臨時 1. 学則及びその他の規程の制定・改廃に関する事項 2. 教育課程及び履修方法に関する事項 3. 学生の入学・退学・休学・復学・転学・卒業及び除籍に関する事項 4. 学生の指導及び賞罰に関する事項 5. 教員の選考・任用・昇任及び進退に関する事項 6. 学長が特に必要と認めた事項、または教授会が必要と認めた事項
研究科委員会 大学院の授業を担当する専任教員 研究科委員会規程	定例及び臨時 1. 大学院学則及び諸規程の制定及び改廃に関する事項 2. 教育課程に関する事項 3. 学生の入学、退学、除籍、休学、復学及び留学等に関する事項 4. 学生の試験及び課程の修了に関する事項 5. 学位論文の審査及び学位授与に関する事項 6. 学生の賞罰に関する事項 7. 大学院担当教員の人事に関する事項 8. 大学院における自己点検評価に関する事項 9. その他、本研究科の教育及び研究並びに運営に関する事項
運営協議会 学長、副学長2人、常任委員会部長5人、図書館長、学科長6人、事務長 教授会組織運営規程第5条	定例及び臨時 1. 教授会運営に関する規程の策定 2. 教授会関係機関の連絡・調整 3. 教授会の議案整理及び運営 4. 学事暦の作成に関する事項 5. その他、学長が必要と認める事項

常 任 委 員 会	<p>宗教部委員会 部長を含め各学科 1 人</p> <p>教授会組織運営規程第 6 条 常任委員会組織運営規程</p>	<p>定例及び臨時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校礼拝に関する事項 2. 宗教活動に関する事項 3. 宗教部委員会の予算に関する事項 4. 宗教部委員会の設置目的上必要と認められるその他の事項
	<p>教務部委員会 部長を含め各学科 1 人 教務課長</p> <p>教授会組織運営規程第 6 条 常任委員会組織運営規程</p>	<p>定例及び臨時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 授業計画及び運営に関する事項 2. 教育課程に関する事項 3. 学籍及び卒業に関する事項 4. 教職課程に関する事項 5. 履修・試験及び成績に関する事項 6. 資格課程に関する事項 7. 教務部委員会の予算に関する事項 8. 教務に関するその他の事項
	<p>学生生活部委員会 部長を含め各学科 1 人 学生生活課長</p> <p>教授会組織運営規程第 6 条 常任委員会組織運営規程</p>	<p>定例及び臨時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学生の福利厚生に関する事項 2. 学生の課外活動に関する事項 3. 奨学制度に関する事項 4. 学生会活動の支援に関する事項 5. 留学生の支援に関する事項 6. 学生生活部委員会の予算に関する事項 7. 学生のオリエンテーションに関する事項 8. 学生生活に関するその他の事項
	<p>入募入試部委員会 部長を含め各学科 1 人 入試広報課長</p> <p>教授会組織運営規程第 6 条 常任委員会組織運営規程</p>	<p>定例及び臨時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学生募集の企画立案に関する事項 2. 募集活動の情報収集・結果集計及び分析等に関する事項 3. 入学試験の企画立案に関する事項 4. 大学入試センター試験に関する事項 5. 入学試験結果累計・分析等に関する事項 6. 入募入試部委員会の予算に関する事項 7. 学生募集及び入学試験に関するその他の事項
	<p>進路就職部委員会 部長を含め各学科 1 人 進路就職課長</p> <p>教授会組織運営規程第 6 条 常任委員会組織運営規程</p>	<p>定例及び臨時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学生の進路・就職の企画立案に関する事項 2. 進路に係る授業科目の運営に関する事項 3. 求人開拓に関する事項 4. 学生の編入学及び進学に関する事項 5. 進路・就職の情報収集集計及び分析に関する事項 6. 進路就職部委員会の予算に関する事項 7. 進路・就職に関するその他の事項

特別委員会	<p>人事計画委員会 学長、副学長 2 人、学科長 6 人、 研究科長 1 人、各学科教授 1 人</p> <p>教授会組織運営規程第 7 条 人事計画委員会規程 人事計画委員会運用規程</p>	<p>不定期</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事の方針・計画に関する事項 2. 専任教員の採用、資格審査に関する事項 3. 非常勤講師の採用等に関する事項 4. 人事に関する資料収集及びその他委員会活動に必要と認めた事項
	<p>予算委員会 学長、副学長 2 人、事務長、 総務課長、管財課長</p> <p>教授会組織運営規程第 7 条 予算委員会規程</p>	<p>不定期</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予算の編成・配分及び申請に関する事項 2. 予算執行上、項目変更や追加設定、一定額以上の金額変更、支出基準の変更等に関する事項 3. その他、大学の予算に関する事項
	<p>規程・体制検討委員会 学長、副学長 2 人、研究科長、 事務長、総務課長</p> <p>規程・体制検討委員会申し合わせ</p>	<p>定期</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中期目標・中期計画に沿って規程や体制づくりの原案を作成する。
<p>エクステンションセンター運営委員会 センター長、専門部長、センターが 必要と認めた者（参与）</p> <p>学則第 66 条 エクステンションセンター規程</p>	<p>不定期</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. センターの運営に関する事項 2. センターの将来計画に関する事項 3. センターの年間計画に関する事項 4. センターの予算、決算に関する事項 5. センターの規程に関する事項 6. 専門部の業務分掌に関する事項 7. その他、必要と認められる事項 	
<p>情報システムセンター運営委員会 センター長、学科選出委員 6 人、ネ ットワーク技術職員</p> <p>学則第 66 条 情報システムセンター規程</p>	<p>不定期</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. センターの運営方針に関する事項 2. センターの将来計画に関する事項 3. センターの年間計画に関する事項 4. センターの予算・決算に関する事項 5. センターの構成員及び業務に関する事項 6. その他必要と認められる事項 	
<p>教職課程センター センター長、副センター長、センタ ー員</p> <p>学則第 66 条 教職課程センター規程</p>	<p>不定期</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教職課程学修の指導支援 2. 教育実習及び介護等体験の指導支援 3. 学校ボランティアの支援 4. 教員就職の支援 5. 免許更新講習の支援 6. 教職課程及び教職指導に係る調査・研究 7. その他、センターの目的達成に必要なこと 	
<p>教育開発支援センター 副学長(教育・研究)、センター員(教 員・事務職員) 若干名</p> <p>教授会組織運営規程第 11 条 教育開発支援センター規程</p>	<p>不定期</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学教育全般にわたる新しい教育システムの研究開発 2. 全学カリキュラム改革、共通教育、高大連携、ファカルティ・デベロップメント、リメディアル教育、導入教育、授業評価の研究開発並びにこれらに基づく提言及び推進 3. 大学教育に関する情報の収集、保管及び発信 4. その他センターの目的達成に必要な事項 	

子ども発達支援センター センター長、子ども学科選出教員 2 人、他学科教員、附属幼稚園教諭 子ども発達支援センター規程	不定期 1. 相談活動 2. 教育研究活動 3. 社会活動
自己点検・評価委員会 学長、副学長 2 人、常任委員会部長 5 人、図書館長、学科長 6 人、センター長 4 人、事務長、事務部課長 7 人 学則第 2 条 教授会組織運営規程第 11 条 自己点検・評価委員会規程	不定期 1. 全学的な視点から点検・評価を行い、その結果を教授会及び事務職員会議に報告する 2. 点検・評価に関する年次報告書を作成し公表する 3. その他、第三者による外部評価の実施に必要な作業を行う
FD・SD 委員会 副学長 1 人、学科選出委員 6 人、事務長、事務部選出委員 6 人 教授会組織運営規程第 11 条 FD・SD 委員会規程	不定期 1. 活動の企画・立案・実施 2. 活動の評価 3. 活動に関する情報の収集と提供 4. 活動記録の作成 5. その他 FD・SD に関連する事項
図書館運営委員会 館長、委員 3 人 図書館規程第 4 条 図書館運営委員会規程	定例及び臨時 1. 図書館の運営、蔵書計画に関する事項 2. 図書館予算の作成、配分及び決算に関する事項 3. 図書館諸規程の制定、改廃に関する事項 4. 図書館業務分掌に関する事項 5. その他の事項
紀要編集委員会 委員長、各学科 1 人 紀要編集委員会規程	不定期 1. 紀要の編集・発行計画に関する事項 2. 紀要の編集・発行に関する事項 3. 紀要の予算・決算に関する事項 4. 紀要に関する諸規程の制定、改廃に関する事項 5. その他の事項

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学内各組織は定期的に、または必要に応じて適切に会議を開催しており、合意した事項は、運営協議会を経て教授会で協議もしくは報告され、教授会構成員に周知されている。教授会には事務長及び事務部各課長も陪席しており、必要な事項を事務職員に迅速に周知し対応できる体制としている。

学長は、予算委員会、人事計画委員会、運営協議会等の委員長であり、予算や人事のみならず、教育・研究の面で適切なリーダーシップを発揮している。

各専攻・各学科には専攻科委員会・学科会が設置されており、学生のさまざまなニーズを考慮しつつ、各専攻主任・学科長のもと、部署独自の事項を協議し、全学の各委員会や教授会等とも連携している。

教授会をはじめとする各組織は、本学の使命・目的を達成するよう協議、意思決定を行っている。また学長の意向は各組織の長を通して、適切に伝えられている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

新たな課題に対応するため、学長を中心とするワーキンググループ等を設置し検討を進めている。ワーキンググループについては、今後必要に応じて委員会として組織する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

a) 理事会と教授会

理事会には第1号理事として学長が加わり、教授会と理事会をつなぐ役割を担っている。理事会に諮るべき大学関連重要事項は、大学の運営協議会並びに教授会で審議後、常任会で事前協議され、成案を得たものが理事会の議題となっている。理事会で決定した事項については、法人事務局から教職員に広報される一方、学長を通じて教授会構成員への説明が行われ、直ちに執行することになる。

ただし、制度上、大きな改革となる場合は、法人事務局が主体となり教授会と理事会との合同委員会を設置し原案を検討するほか、理事長による説明会を開催し、直接質問・意見を受けて対応する運営を行なっている。

合同委員会の設置は次のとおりである。

- ・大学学長像検討委員会（平成24(2012)年9月～11月）
- ・学科再編計画に関する合同検討会（平成24(2012)年9月～平成25(2013)年3月）
- ・学長候補者選考委員会（平成24(2012)年12月～平成25(2013)年9月）
- ・学科再編準備室会議（平成25(2013)年4月～）

平成24(2012)年度及び平成25(2013)年度に説明会を開催した事項は次のとおりである。

- ・新給与体系説明会（平成24(2012)年3月・5月）
- ・評価制度の導入に関する説明会（平成24(2012)年5月）
- ・中高新築設計及び本学大規模災害の対応等説明会（平成25(2013)年4月）
- ・中高校舎建設説明会（平成25(2013)年10月）
- ・中期計画説明会（平成25(2013)年11月）

b) 理事会と監事

理事会の機能性をチェックする監事については、寄附行為第 8 条に明確に規定されており、理事会での選出後、評議員会での同意を得て理事長が選任するシステムとなっている。現監事は税理士と学校法人経営経験者の 2 人であり、業務及び財政に精通した人物である。監事の職務は、寄附行為第 16 条に明確に規定され、これに基づき職務を遂行している。監事は、理事会、評議員会の議事録の確認を行う他、常任会開催毎に送られる資料と記録を受け、法人の運営状況について監査している。

監事は理事会において議決に加わることはないが、発言が認められており、理事会運営等において職務を果たしている。平成 25(2013)年度については、6 回開催された全ての理事会・評議員会にいずれかの監事は出席している。監事による監査は 12 月（中間）と 5 月（決算期）に実施している。監査結果については、その都度、理事長・常務理事・所属長・法人事務管理職に報告をしている。理事長は、その報告を受けて、留意事項について速やかに改善を指示している。会計については、監事が外部の会計監査人と意見交換を行っている。決算期には、会計監査人より寄附行為第 36 条に基づく計算書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）の説明を受けるなど、監事と会計監査人との連携は適切に図られている。その結果については、監査報告書を作成し、理事会と評議員会において報告している。

c) その他の各部門間のコミュニケーション

大学の予算については、法人の財政計画・予算方針に基づき理事会が決定する。これに先立ち、常任会の審議を経た予算編成方針及び概算予算が大学の予算委員会に内示される。予算委員会は、学長の責任のもとに、各部署の予算申請内容について丁寧なヒアリングを行ない、大学の意向を反映した予算案を作成するようにしている。

教授会には、事務部門から事務長及び大学各課長が陪席し、議案によっては説明を行い、質問に答えるなどの対応を行っている。常任委員会（宗教部、教務部、学生生活部、入募入試部、進路就職部）には各課の担当者が出席し、実務が適切に機能するよう努めている。

学院事務部門全体については、法人課長、大学事務長、大学事務次長、中高事務長等事務管理職位者による「事務管理職会議」が法人事務局長の招集により適宜開催されている。また、大学では大学事務長の招集により事務長・課長連絡会を毎月 1 回開催し、連携調整を密接に図っている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

a) 理事長・学院長・学長の職務と権限

理事長の職務は、寄附行為第 12 条に「法人を代表し、その業務を総理する」と定められ、「寄附行為」「寄附行為施行細則」並びに「学校法人尚絅学院理事会会議規則」に則り、尚絅学院を代表する責任と権限を有している。

学院長は、寄附行為施行細則第 13 条 2 項に「学院の建学の精神と伝統を継承するに相応しい者」と定め、その職務は、「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づき、学校教育を行う」（寄附行為第 3 条）という目的に従って「設置する学校の教学を統理する」（同第 5 条）と定められている。学院長は、キリスト教教育の推進と幼稚園・中学

校・高等学校・大学・大学院からなる本学教育体制の有機的バランスをとる役割を有しているが、各学校長の学校運営に関わる権限を共有するものでも分担するものでもない。

学長の職務は、尚絅学院大学教授会組織運営規程第2条に「本学の校務を司り、教職員を統督するとともに、本学教授会を代表し、大学の管理運営を統括する」とあり、尚絅学院大学を代表する責任と権限を有している。

現在、学院長は理事長を兼務しているが、法人責任者と大学責任者の職務と権限は明確に区分されている。

b) 評議員会

評議員会は、1号評議員（所属長）5人、2号評議員（学内教職員）6人、3号評議員（同窓会）3人、4号評議員（学識経験者）13人、5号評議員（キリスト教団体関係者）4人の計31人で構成される。1号・4号評議員は理事会で選任し、2号・3号・5号評議員は選出母体からの推薦を受けて理事会が決定している。評議員会の開催は、寄附行為において年3回と定めているが、理事会開催時に評議員会を同時に開催しており、実際には年6回～7回の開催となっている。評議員会の議長は、評議員が輪番で担当している。平成25(2013)年度における評議員の出席状況は82.6%と良好である。

c) 大学の管理運営

大学では、学長・副学長・学科長・常任委員会委員長（部長）・図書館長・事務長で構成する運営協議会が執行機関としての機能を果たしており、大学における諸課題は運営協議会で協議され、教授会で諮られる。運営協議会と教授会は、最終的には学内管理運営の相互チェックの役割を果たしている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

評議員会の議題は、寄附行為に定めた理事長への諮問事項の範囲において、常任会で審議し設定しているが、理事長と常務理事並びに監事が陪席し、評議員会の審議結果を理事会に報告反映している。また、評議員から互選により理事1人を選出しており、評議員会の審議結果や意見を、より理事会に反映させる体制を敷いている。

一方、教職員の意見・提案を直接反映するため、2号評議員枠6人（大学教員2人、中高教員2人、事務職員2人）を教職員の選挙により選出している。

なお、年1回12月に、理事・評議員・学内管理職位者と宗教主任による合同会議を開催し、学内の諸問題について広く意見を聴取している。

大学においては、学長が主要な委員会の委員長としてリーダーシップを発揮できるようになっている。また、各機関の委員長はそれぞれのリーダーシップをとることが期待されているとともに、構成メンバーだけでなく実務担当の職員も会議には陪席し、必要に応じて意見を述べることができるようになっている。

以上のように、学院においては理事長、理事会のリーダーシップ、大学においては学長のリーダーシップおよび各部署の委員長のリーダーシップ、それらと各部署からのボトムアップのバランスのとれた運営がなされており評価できる。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

理事会・評議員会・常任会間のコミュニケーションは適切であり、特に改善の必要はない。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効率的な執行体制の確保

学校法人尚絅学院の事務組織は、平成26(2014)年5月現在、図3-5-1に示すとおり、法人事務局、大学事務部、中学高等学校事務室、幼稚園事務室から構成され、それぞれ必要な職員が配置されている。

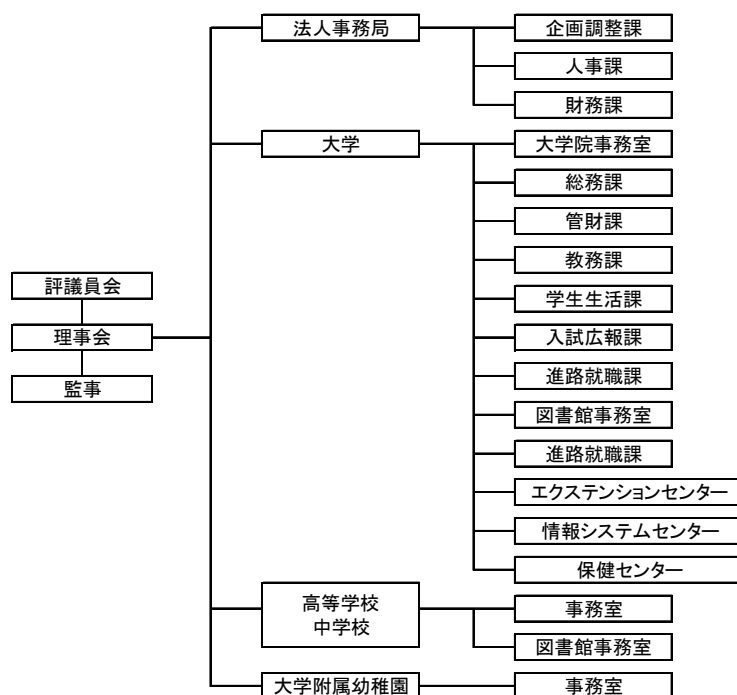


図 3-5-1 学校法人尚絅学院組織図（事務）

表 3-5-1 に事務職員の配置先及び人数を示す。大学事務部は、大学院事務室、総務課、管財課、教務課（子ども学科実習支援室、実験助手を含む）、学生生活課、入試広報課、進路就職課、図書館事務室、エクステンションセンター、保健センター、情報システムセンターから構成されている。大学院事務室は大学の事務部が兼任している。また、情報システムセンターと図書館事務は外部委託で運営している。事務職員は専任職員 39 人、嘱託職員 7 人、臨時職員 4 人を配置しており、業務委託先から情報システムセンターに 3 人、図書館には 10 人が配置されている。

表 3-5-1 事務職員の配置

平成 26(2014)年現在
(人)

	専任職員	嘱託職員	臨時職員
事務長	1	0	0
総務課	4	1	0
管財課	5	0	0
教務課	6	0	0
子ども学科実習支援室	1	1	0
実験助手	4	3	1
学生生活課	4	0	0
入試広報課	4	1	0
進路就職課	5	1	0
エクステンションセンター	2	0	3
保健センター	3	0	0
計	39	7	4

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

業務執行の管理体制については、責任権限の所在が不明確な部分が多く、その改善のため、平成 23(2011)年度から「各学校が連携した処理体制と経営戦略を構築する事務局に変革する」目的で事務管理職位者の協議機関「事務管理職会議」を設置している。この会議は、事務局長を中心に各事務長、事務次長、法人 3 課長の 7 人により定期的に開催している。平成 23(2011)年度は「業務体制の見直しと職務権限」を中心に事務運営の改革について協議を進めた。平成 24(2012)年度は、人材育成、自己点検、予算管理について協議し、具体的な改革を進めた。平成 25(2013)年度は、「事務組織の改革・目的評価の改善・人材育成に伴う支援制度の導入」について検討した。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

平成 23(2011)年度からの職員の個人評価制度の導入に伴い、事務局長は、各職員に「年間目標と評価」の提出を課し、年度当初に目標の設定と管理職者との面談、年度末に自己評価による評価内容について管理職者との面談を実施している。

その一方で、平成 23(2011)年 7 月に「事務運営方針」、同年 9 月に「尚絅学院事務人材育成計画」を発表し、学院が望む職員の資質と能力を明示した。

また、法人事務局人事課の年間企画により、事務能力の向上を目指した学外研修に職員を派遣した他、平成 24(2012)年度から、事務職員を対象に毎年 1 人、就学費用（2 年間）

の全額を学院が負担する「大学院派遣研修制度」を制定した。平成 24(2012)年度 1 人、平成 25(2013)年度に 1 人が大学院に入学している。

こうした全職員を対象にした人材育成とは別に、大学では、部署毎の学外研修を含めた業務研修に加えて、大学職員が直面する課題をテーマに SD 集会や教員と合同の FD・SD 集会を開催し研修を行なっている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

現在、キリスト教教育、学芸員養成課程に伴う事前実習、子ども学科実習支援等に関わる事務スタッフの充実が求められている。教育に関わる事務スタッフの育成と教職協働体制について、実効ある運営を進める。

各課長の業務分掌を見直すとともに、平成 24(2012)年度から大学事務長の補佐として、事務次長（総務課長兼務）を置き、各課長のもとに課長補佐を配置し、業務執行の迅速化を図っている。また、平成 24(2012)年度以降に大学事務の業務マニュアルを作成し、定期的に更新を進めている。今後、法人としての人材育成と大学職員としての業務遂行を有機的に進めるため、キャリア形成と人事計画の整合性を図る。

なお、平成 24(2012)年 5 月、時代が求める学校事務のあり方を模索し、活力に満ちた事務組織に改革するため、事務管理職会議で選定した一般職員 6 人による「事務組織検討委員会」を立ち上げた。その委員会から平成 25(2013)年 12 月に答申があり、翌平成 26(2014)年 1 月から具体化に向けて調整を続けている。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学院の財政計画については、平成 21(2009)年度に策定した「新中長期経営計画(2010～2017 年度)」に基づき、年度毎の予算編成・執行、大型事業遂行と確実に実行されている。

計画では、学院の教育理念と 6 項目のビジョン（将来構想）、すなわち、①建学の精神の浸透、②学力の質的レベル向上、③進学・進路就職力の強化、④一貫教育に基づく各学校連携の推進、⑤地域社会に開かれた学院の構築、⑥教職員の資質向上、に基づき、計画の大きな柱である教育環境整備、収支改善計画、管理運営組織の強化について明示している。

教育環境整備については、将来の教育計画に基づいたキャンパス計画を立て、その計画に沿った施設整備事業を実施している。平成 24(2012)年度より 2 年間の施設関連の主な事業実績は表 3-6-1 のとおりである。なお、平成 24(2012)年度には施設整備上の長年の懸案であった大学礼拝堂新築工事が竣工(総事業経費：3 億 5 千万円)し、中高校舎新築工事が平成 25(2013)年度から着工している。中高校舎建設予算については総事業費 39 億 8 千万円であり、平成 27(2015)年 10 月からの使用に向け、建設工事進行中である。

表 3-6-1 施設整備事業実績

年度	項目	金額(千円)
2012 年度	大学礼拝堂新築工事(当年支払)	107,400
	大学礼拝堂パイプオルガン設置工事	105,505
	大学全館照明 LED 化改修	29,823
	大学学生駐車場・駐輪場舗装整備 ※除染対応	31,579
	大学体育館屋根・グラウンド他除染工事	69,190
	大学統合認証システム導入	32,628
	中高生徒用机・椅子入替(300 組)	4,000
	中高第二学習室パソコン更新	4,118
	幼稚園エアコン増設工事	4,345
	幼稚園砂場整備 ※除染対応	4,410
	幼稚園舎照明 LED 化改修	753
2013 年度	大学除染及び 5 号館屋上防水工事	51,975
	大学 3 号館外壁塗装・屋上防水工事	22,103
	大学 4 号館 1 階講義室視聴覚設備更新	12,180
	中高生徒用机・椅子入替(340 組)	4,726
	中高第 1・2 コンピュータ教室パソコン更新	18,165
	幼稚園トイレブース改修工事	1,087
	幼稚園斜面樹木伐採整備	971
	通園バス新規入替	4,728
	本部防災無線設置	373

財務運営については、予算方針の策定から資金調達・運用、物品購入等の業者への支払、教職員への給与等支払、財務データの管理まで法人事務局財務課の一括集中方式で行っている。予算の執行状況等の財務情報については、財務会計管理システムを法人本部と各学校で連動させ、各端末により常時確認できるよう整備している。

収支改善計画において、当面の目標値を人件費比率 60%以下、教育研究経費比率 30%以上、管理経費比率 5%以下、補助金比率 18%、基本金組入比率 10%、流動比率 250%以上、負債比率 25%以下と設定し、目標を達成すべく財政の改善と安定に取り組んでいる。

予算方針では、私立学校財政の基盤となる学生・生徒・園児納付金確保のための定員必達を第一とし、消費支出が帰属収入を超えない予算編成に重点を置いている。

平成 21(2009)年度以降は、中期経営計画に基づき特に設備投資に重点を置いた予算編成となっている。

平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災では、建物被災復旧経費が学院全体で 41,739 千円、被災学生・生徒・園児への緊急奨学金給付、納付金等減免事業等の実施による支出も平成 25(2013)年度末で総額 380,717 千円に上っている。

大震災直後の平成 23(2011)年度決算における学院全体の消費収支状況は 335,996 千円の支出超過となり、累積消費支出超過額も増加したが、平成 25(2013)年度決算においては前年度で名取キャンパスの施設設備整備計画が一段落し、当初予算より大規模な設備整備に係る予算を控えたため、単年度の消費収支は 349,696 千円の収入超過となり、累積消費収支超過額は 3,018,304 千円に減少した。

平成 25(2013)年度決算では、大学部門の帰属収入は学院全体の 73%を占め、一方消費支出は 63%を占めており教育研究経費比率は 33.3%と目標値を上回っている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学の財政基盤は安定し、財務比率上も総じて良い状況となっている。

平成 15(2003)年度の大学設置以後、平成 25(2013)年度に至るまで各年度入学定員を満たしている。

学生定員必達による納付金収入の安定した確保への努力のみならず、教育研究をより一層充実させるための外部資金の導入等についても取り組みを行っている。

寄付金については、平成 23(2011)年度後半より「大学礼拝堂建設、中学・高等学校校舎建設」を趣旨とした 4 年計画、目標金額 2 億円の建設整備事業募金事業を実施しており、平成 25(2013)年度末実績は 67,227 千円となっている。また、本学の研究内容及び研究者を指定した寄付を受け付けるため、奨学寄付金制度を導入している。

委託事業については平成 21(2009)年度より生涯学習機会創出振興事業として、名取市より「ふるさと雇用再生事業」を委託されており、平成 22(2010)年度より 4 年間の受託契約料は総額 3,276 万円となっている。また平成 23(2011)年度より学都仙台コンソーシアム加盟大学との連携による地域復興のためのセンター的機能整備事業において、災害ボランティアステーション事業を受託している。

科学研究費補助金については、平成 24(2012)年度採択件数 25 件（うち分担研究 14 件）、平成 25(2013)年度採択件数は 29 件（うち分担研究 15 件）という実績である。それぞれの間接経費は大学施設設備の整備に充てている。2 年間の受け入れ額はそれぞれ以下のとおりである。

・ 科学研究費交付額	平成 24(2012)年度	17,927 千円
	平成 25(2013)年度	17,940 千円
・ 受託研究費受け入れ額	平成 24(2012)年度	441 千円
	平成 25(2013)年度	1,500 千円

大学ではその他、教育内容の活性化と学生支援の充実のため採択制特別補助金の獲得にも積極的に取り組んでおり実績は以下のとおりである。

・地域復興センター的機能整備事業補助金

平成 23(2011)年度	3,716 千円
平成 24(2012)年度	6,489 千円
平成 25(2013)年度	7,528 千円

・大学教育研究活性化設備事業補助金

平成 24(2012)年度	13,496 千円
---------------	-----------

大学の補助金収入額については、平成 22(2010)年度は、対前年で 20,900 千円減となった。平成 23(2011)年度において、東日本大震災による被災者支援で多額の経費を支出したが、東日本大震災特別補助事業の実施等を受けて補助金収入が増加し、対前年で 48,145 千円増に転じている。平成 24(2012)年度・平成 25(2013)年度も入学定員を充足する入学者があり、安定した財政基盤を維持している。

資産運用については、「尚絅学院資産運用規程」を改正し、余裕資金を有価証券運用にあてられるよう整備しているが、昨今の証券市場の情勢悪化により新規の運用は控えている。

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き安定した財政を維持する。

平成 23(2011)年度末に、中長期経営計画の下に中期財政計画を新たに策定した。当面はその計画を基礎とし、収支バランスの安定を目指す。

教育研究費比率は目標としている 30%以上を維持しながらより効率的な予算編成を行う。

予算管理はセクション毎に確実に実行し、特に管理経費支出の抑制に努める。

新たに開始した寄付金事業を柱に、科学研究費・受託研究、その他採択制特別補助金等、教育研究を充実させるための外部資金等導入につながる取り組みをより一層進めるとともに、さらなる獲得に向けた取り組みを組織的に行っていく。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と適正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学院の会計処理は、「尚綱学院経理規程」「尚綱学院事務局職務権限規程」「尚綱学院組織規程」「尚綱学院事務分掌規程」「尚綱学院固定資産及び物品調達・管理規程」その他の関連学内規程に則り、学校法人会計基準を遵守し行われている。

資金の調達と運用、また物品購入業者への月次の支払、また教職員への給与等の支払、財務会計データの作成・管理は法人事務局財務課において一括集中方式で行っている。

予算の執行に関しては、部署（学校）毎の予算執行管理権限者の決裁に基づき実行される。予算執行の決裁は出金承認伝票により行われ、決裁後は各学校経理担当者により会計処理され、出金承認伝票は財務課の確認・処理の後、会計データを財務会計システムに入力・管理している。

財務会計システムに入力・管理されたデータは、各学校においてオンラインで確認できるよう整備し、予算執行状況の確認等に利用されている。

財務運営は財務課の一括集中で行われている。次年度の予算方針及び概算予算については、7月理事会で決定され、それに基づき部署毎に予算申請の受付、検討・審議を行い11月末に財務課に提示される。財務課では予算申請項目、申請額等について精査を行い、常任会の審議を経て3月理事会で予算案が審議され決定する。

大学の予算については予算委員会（構成員：学長、副学長、事務長、総務課長、管財課長）により、各部門からの申請が取りまとめられ検討される。予算は各部署、目的別に編成され、経費積み上げ方式としている。予算確定後は、独自の詳細な予算内訳書を作成、教職員へ配布し、予算管理の徹底を図っている。

原則として予算項目以外の支出は認められないが、突発的事由による支出への対応としては、「尚綱学院稟議規程」に基づき決裁を経ることで予算外執行ができるよう整備している。予算計上項目であっても高額契約並びに複数年契約を必要とするときは、都度稟議書により決裁を得ることとしている。

月次の試算表、資金収支累計表及び貸借対照表は、財務課長を経て事務局長、財務担当常務理事へ回覧し決裁を受けている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については監事及び監査人を置き、適切に実施している。学校法人会計基準及び関連法規、また、学内規程と内部統制に基づき適正な会計処理が行われているかを非常勤監事2人と公認会計士事務所へ監査委託している。

監事による監査は「尚綱学院監事の職務に関する規程」に基づき年2回実施され、その結果は常任会、理事会で報告される。なお月次の試算表、資金収支累計表、貸借対照表及び毎週行われる常任会記録については、その都度監事へ郵送され確認を受けている。

公認会計士による会計監査については、年度途中の中間会計監査、及び決算監査により行われており、公認会計士が必要と判断する場合は、都度実施される。公認会計士の監査状況は表3-7-1のとおりである。

表 3-7-1 公認会計士監査状況

年度	実施延べ日数	監査延べ時間数
平成 24(2012)年度	17 日	407 時間
平成 25(2013)年度	14 日	374 時間

※期首現金監査含む

なお、毎年 5 月に実施される期末の監事監査においては公認会計士並びに監事により会計監査、各所属の業務監査が行われ、その後、双方による意見交換会を実施している。また、毎年度決算監査前に税理士事務所による税務監査を受け、適正な納税を行っている。

期末監査後、理事会での決算承認を受け、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録及び監査報告書は事業報告とともに本学院ホームページで公開している。

平成 25(2013)年度事業については、私学振興共済事業団の「大学ポートレート」事業に基づいて平成 26(2014)年中に公開される。

また、内部監査に関して、平成 25(2013)年度は「尚絅学院内部監査規程」に基づき、平成 23(2011)年度から平成 24(2012)年度までの期間に行われた「500,000 円以上の契約物件に関わる調査」を主眼に実施している。監査の結果、学内規程等を逸脱する行為はみられなかった。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

適切な財務・会計処理の遂行のため、学校毎に内部統制をより一層強化していく。予算の執行については、各学校予算管理担当者が、適時の予算残額把握を行い、管理を徹底する。特に、建物施設の修繕また機器備品類の老朽化による入替等、日頃の管理によつて的確に把握し対応可能なものについては、計画的に予算に組み入れるなど、学校毎により効果的な予算編成を行う。

会計監査の重要性は年を追う毎に増大しており、特に内部監査を計画的に実施していくとともに、各学校経理担当者の知識の習得と処理能力向上に努める。

【基準 3 の自己評価】

法人及び大学の管理運営体制は概ね良好に機能していると評価する。管理部門と教学部門は、それぞれの役割を認識しつつ、適切な組織的連携を保っている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《 4-1 の視点 》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

尚絅学院大学では、学則第 1 章（「目的及び使命」）第 2 条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行う」と定めている。同様に、尚絅学院大学大学院では、学則第 1 章（「目的及び使命」）第 3 条に「本大学院は、教育研究水準の向上を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行う」としている。いずれも、大学（大学院）の使命・目的に即した自主的・自律的自己点検・評価を行うことを定めたものであり、その規定に則り、自己点検・評価を実施している。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

上記、大学学則第 2 条及び大学院学則第 3 条に基づき、本学では自己点検・評価委員会を常置している。また、その委員会については「尚絅学院大学自己点検・評価委員会規程」を定め、組織、任務等について規定している。自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、副学長（総務担当）を副委員長として、委員長を補佐することとし、さらに、各部署の長を委員として、各部署が直接的に自己点検・評価に係り、その結果を円滑に教育、研究、管理運営等に活用できるような仕組みとしている。自己点検・評価委員会には、下部組織として、自己点検・評価専門委員会及び教員個人評価専門委員会を置いている。自己点検・評価専門委員会は、具体的な専門的作業を行うもので、自己点検評価報告書の作成に当たっては中心的役割を担う。教員個人評価専門委員会は、平成 23(2011)年度から実施している教員個人評価を行っている。また、自己点検・評価委員会では、学生による授業評価「授業改善のための学生アンケート」を行なっている。必修科目を中心に予め指定した授業科目に加え、専任・非常勤を問わず、全教員の年度担当科目のうち、2 科目以上を対象に実施している。結果は当該教員に文書で配付し、授業改善に生かすことができるようにしている。その結果に基づく自己評価と改善計画については、平成 23(2011)年度からは教員個人評価のための教員自己点検・自己評価申告書に記載するよう求め、教員個人評価結果を伝える学長面談の際に確認している。学生生活アンケート調査は、卒業直前の全学科学生を対象として実施し、その結果は集計・分析し、各部署での改善に活用している。

また、平成 21(2009)年度より、本学の「中期目標・中期計画」を策定しているが、年度毎に、その目標・計画に沿った内容の各組織の総括文書をまとめ、全教員に配付している。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

平成 24(2012)年度に定めた「中期目標・中期計画」では、自己点検・評価に関する中期目標・中期計画を、表 4-1-1 のように定めている。2 年に一度自己点検・評価報告書を作成して、7 年に一度認証評価を受けることとしている。さらに、認証評価受審 2 年前に外部評価を受けることとしており、その周期性については適切である。

表 4-1-1 自己点検・評価に関する中期目標・中期計画

平成 24(2012)年度	後期に自己点検・評価を実施、報告書の作成を開始する。 以後、2 年に 1 回、自己評価報告書を作成する。
平成 27(2015)年度	外部評価を受ける。
平成 29(2017)年度	認証評価受審

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価実施の組織、周期性については適切と評価できるが、毎年度行う「中期目標・中期計画」の総括項目と、担当部署及び自己点検・評価項目の間の整合性について検討していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

平成 22(2010)年 6 月に「自己評価報告書」を作成し、日本高等教育評価機構による認証評価を受審した。その際、本編のほか、データ編を作成し、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行った。認証評価の判定は「評価の結果、尚絅学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する」というものであった。認定期間は、平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までであり、特別の条件は付与されていない。基準項目は、1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的、2. 教育研究組織、3. 教育課程、4. 学生、5. 教員、6. 職員、7. 管理運営、8. 財務、9. 教育研究環境、10. 社会連携、11. 社会的責務であり、全ての項目において、基準を満たしていると判定された。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

平成 22 (2010) 年度に受審した認証評価の際提出した「平成 22 年度大学機関別認証評価 自己評価報告書・データ編」作成にあたっては、現状把握のために、関連部署毎に十分な調査を行い、データを収集・分析した。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

「平成 22 年度大学機関別認証評価 評価報告書」は、日本高等教育評価機構による評価報告書とともに、冊子として全教職員に配付し、学内で共有している。さらに、ホームページで公開している。また、その後の自己点検・評価結果については、表 4-1-1 に示した中期目標・中期計画に沿って公表していく。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

エビデンスに基づく透明性の確保と、十分な調査を行い、さらに誠実に自己点検・評価を行うよう努めるとともに、学内での共有と社会への公表に努める。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価委員会で検討し、改善を要する点があれば、関係部署毎に改善を行う仕組みができており、適切に機能している。

平成 22(2010)年度に受審した認証評価の結果については、関係各部署の長と数度にわたり共有する機会を持ち、改善を指摘された事項については、部署毎に確認し、その改善を行っている。指摘された項目(参考意見)と改善の進捗状況については、表 4-3-1 に示す。

表 4-3-1 認証評価の際の参考意見と改善の進捗状況 (平成 26(2014)年 3 月現在)

項目	参考意見	進捗状況
1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。	特になし	平成 19(2007)年からは『新約聖書』ガテラヤの信徒への手紙第 3 章 27 から 28 節を加え、男女共学となったことへの整合性を図っている。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。	建学の精神・大学の基本理念の在学生（大学院生を含む）への周知方法と共有化について、検討が望まれる。	済み（「尚綱学」のスタート、「衣錦尚綱」額の設置）
2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。	教養教育の運営については、「常任委員会組織運営規程」上の所管事項にはその項目がないので、教養教育の重要性に鑑み、独立した事項として、「教養教育に関する事項」を規定化することが望ましい。	済み（教育開発支援センター規程に規定化）
2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。	学生のさまざまなニーズを考慮するだけでなく、学習者の要求を直接聞く機会やそれを日常的にくみ上げる制度をつくることが望ましい。	学生会と学長との懇談会を年一回程度開く。学生の個別面談を行なう。後期オリエンテーションで、学生の学習状況を把握する。
3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。	(改善を要する点)大学院の研究科又は専攻ごとの教育理念・目的・方針が学則に定められていないため、整備するよう改善を要する。	済み（学則に規定）
3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。	さまざまな成績評価項目と基準をシラバスに具体的に設定し、評価比率を明確にすることが望まれる。 「卒業研究」の配当単位数が学科間で差があるため、学科の求める学習成果や実際の学習量との整合性の検討が望まれる。	済み（平成 23(2011)年度カリキュラム改正）
3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行なわれていること。	GPA 制度は現時点では、主に成績通知表への記載や履修指導や学習支援への活用に留まっているため、今後の検討が望まれる。 さまざまな調査活動に関して、組織的・総合的な観点での活用が不十分であるため、PDCA サイクルを組込んだシステムを確立することが望まれる。	教務部を中心に進行中 平成 26(2014)年度からはカリキュラムマップ等作成予定
4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。	「意見箱」の設置場所などが限定されているため、他の手段を含め、今以上に学生が意見を述べやすい環境の整備が望まれる。 特に教育職を目指す学生に対して、技能面だけでなく、自らが人間的にも成長をとげられる支援体制作りを備えることが期待される。	済み（「学生意見箱」を教箇所を設置） 済み（平成 25(2013)年度に「教職課程センター」を設置）
5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。	生活環境学科及び健康栄養学科には、助教や助手などの採用が望まれる。	済み（誤解が見られる。生活環境 2 名、健康栄養 5 名を配置している）
5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。	教員昇格に関して、基準が明記されておらず、透明性の観点から、必要条件など具体的基準を明確にすることが望まれる。	済み（規程改正）
5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。	教員の教育研究活動を活性化するため、教員評価を定期的実施し、整備することが望まれる。	済み（教員個人評価システム）
6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。	職員年齢構成バランスに偏りがあるため、若手職員の採用及び次期リーダーの人材育成を期待する。	済み（法人人事課で人事計画と育成計画を策定し進行中）
7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。	監事の職務がより円滑に遂行できる補助体制の整備が望まれる。	済み（法人で補助体制を整備）
7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。	自己点検評価報告書はホームページで公表されているが、分かりにくいので検索方法の工夫が望まれる。	済み（平成 23(2011)年 4 月ホームページ更新）

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。	第2号基本金の計画的組入れが望まれる。より強固な財政基盤の構築のために、引続き人件費の抑制が望まれる。	済み(2011-2015年度中期財政計画に基づき進行中。給与体系の改善を実施)
8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。	財務情報はホームページに公開されているが、容易な検索閲覧対応が望まれる。	済み(平成23(2011)年4月ホームページ更新)
10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。	学生ボランティア活動の拡充が見込まれるため、学生登録数を増加させるための工夫が望まれる。	済み(ボランティアステーションを設置し、対応している。)
11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。	各種コンプライアンスに基づく、利益相反についての規定の整備が望まれる。	法人で規程を整備中
11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。	研究紀要の質的向上に関しては、今後とも組織的に取り組み、更なる努力が望まれる。	HPや学内紀要で成果を発表。

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価結果について学内で共有する機会を増やし、改善に結び付けるようにする。

[基準4の自己評価]

自己点検・評価については、適切かつ誠実に行っており、平成22(2010)年に受審した日本高等教育評価機構による認証評価においても、大学評価基準を満たしていると認定された。その際指摘された事項(参考意見)についても改善を進めており、PDCAサイクルが機能していると評価できるが、自己点検・評価の結果の活用については、今後さらに検討していく。

基準 A. 研究活動

A-1 教育研究環境

《A-1 の視点》

A-1-① 教育研究目的を達成する観点での、教員の教育・研究活動の環境の確保

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 教育研究目的を達成する観点での、教員の教育・研究活動の環境の確保

教員研究室は、空調が整備され、設置基準に見合う広さの個室が確保されている。また、学内 LAN およびインターネット接続環境が整っている。教員が研究を行うための実験施設、設備についてもおおむね整っている。

教員の教育・研究活動の質を高めるため、授業の準備および研究時間の確保の観点から授業担当持ちコマ数について以下のような教授会申し合わせを行っている。これは、およそその目標として掲げており、全教員一律に厳密に適用されている状況ではない。そのため、学科間、教員間の持ちコマ数のばらつきが若干多いのが現状である。

趣旨（抜粋）：本学の教育目標を達成するために、教育カリキュラムは不断に効果的および効率的に編成される必要がある。その下で、各教員が、研究、社会貢献、学内運営業務等に実働時間を割くことができるように、また授業担当コマ数の教員間格差をできるだけ縮小する視点から基本的申し合わせ事項を共有するものとする。

申し合わせ事項：教授会は、各教員の担当コマ数について、半期 2 単位分の授業（90 分×16 週）を基本の 1 コマとし、半期 7 コマ（年間 14 コマ）を超えないように努める。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも教員の教育・研究活動の環境整備を進めていく。

A-2 研究活動の支援と活性化体制

《A-2 の視点》

A-2-① 教員の研究活動を支援する体制、活性化のしくみの整備と組織的な機能性

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 教員の研究活動を支援する体制、活性化のしくみの整備と組織的な機能性

教育研究目的を達成するために、「尚綱学院大学研究費規程」を設け、研究費を配分している。個人研究費としては、学部教員には年間1人あたり35万円、大学院を兼担している教員には同40万円を配分し、それは、図書や機器備品の購入、研究旅費などに使用されている。

研究活動を活性化する目的で、共同研究（学外の研究者との提携可）に対する助成として、採択制による共同研究費があり、「尚綱学院大学共同研究規程」に則って配分されている。平成22(2011)、平成23(2011)年度の採択状況は、表A-2-1のとおりである。

表 A-2-1 共同研究費採択状況

年度	継続/新規	研究テーマ	助成金額
2012年度	新規	新規効果的かつ効率的な地域高齢者低栄養予防のための健康プログラムの検討	379,200円
2013年度	新規	新規5-hydroxyequolの調製および生理機能の解明	500,000円

上記共同研究の他、本学における教育改善並びに社会貢献を目的とした研究を推進するため、平成24(2012)年度に「尚綱学院大学総合人間科学研究所」を設置した。表A-2-2の4つのテーマについての研究がおこなわれた。

表 A-2-2 総合人間科学研究所の研究テーマ(2012～2013年度)

No.	研究テーマ・名称	研究期間	研究員数
1	東日本大震災後の仮設住宅の規模、地域性、リーダーシップ及び集団活動等が居住者の集団帰属感及び集団効力感に及ぼす影響	2012.4～2014.3	5人
2	揚げ油劣化度の簡易判定法の開発とその応用～揚げ油に関する実態調査と換え頃指標の提案～	2012.4～2014.3	8人
3	人口減少時代における社会経済の変化とその対応	2012.4～2014.3	5人
4	英語およびアジアの言語教育の構想	2012.4～2014.3	4人

これらの共同研究については、その成果を発表する機会を設け、研究活動の活性化を図っている。

上記に加え、国際会議派遣支援制度を設け、国際会議での研究発表を行うための派遣に係る旅費の一部を採択により補助している。表A-2-3に国際会議派遣支援制度による補助の状況を示す。

表 A-2-3 国際会議派遣支援制度による補助の状況

年度	会議名など	派遣人数	補助金額
2012 年度	Resilient Cities2012 3rd Global Forum on Urban Resilience and Adaptation 他	1 人	150,000 円
	国際心理学会 International Congress of Psychology	2 人	340,000 円
	4 th European Communication Conference 2012	1 人	200,000 円
	The 11th Conference of the Asia Pacific Sociological Association	1 人	110,000 円
2013 年度	16th European Conference on Developmental Psychology	1 人	100,000 円
	第 26 回法哲学社会哲学国際学会連合世界学術大会	1 人	100,000 円
	The Eighth International Convention of Asia Scholars (ICAS8)	1 人	50,000 円
	International Association for Impact Assessment	1 人	100,000 円
	第 13 回ヨーロッパ心理学会 The13th European Congress of Psychology	2 人	200,000 円
	National Tom Sawyer Days	1 人	50,000 円

研究活動を活性化するための施策として、さらに、「研究専念期間制度」を設けている。この制度は、申請により、1 年間、授業や学務分掌を免除して集中的に研究に専念できるようにするものである。平成 24(2012)年度、平成 25(2013)年度にそれぞれ教員 1 人がこの制度の適用を受けている。

さらに、教育研究活動の充実のため、科学研究費補助金申請への取り組みを進めている。平成 24(2012)年度、平成 25(2013)年度の科学研究費補助金の申請・採択状況（件数）は、表 A-2-4 のとおりである。なお、平成 21(2009)年の中期目標・中期計画においては、「5 年後に申請率 50 パーセントを目指す」としているが、申請率はやや低迷気味である。

表 A-2-4 科学研究費補助金の申請・採択状況

	2012 年度	2013 年度	備考
教員数	74 人	73 人	学長を含む
申請件数	21 件	28 件	継続分を含む
申請率	28.4%	38.4%	申請件数／教員
採択件数	3(7)件	4(9)件	()内は継続分の件数

科学研究費補助金への申請を促進する目的で、「研究費増額支援」制度を設けている。これは、科学研究費補助金への申請実績あるいは申請の可能性のある個人研究に対し、その研究費を増額支給する採択制のもので、平成 24(2012)年度は 3 件 798,500 円、平成 25(2013)年度には 4 件 532,000 円の支援を行った。

また、研究費以外に、教員の教育活動の向上に資する目的で、「学長による戦略的支援経費」による支援制度が設けられており、当初計画された予算や研究費の範疇では対応できない教育研究活動の支援に適切に活かされている。

表 A-2-5 学長による戦略的支援経費制度の実績

	2012 年度	2013 年度
申請件数	7 件	6 件
採択件数	7 件	5 件
支援経費総額	1,070,432 円	665,000 円

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

各種支援制度は整備されているが、今後とも制度の周知方法も含め、有効に利用されるよう改善を進める。

A-3 研究活動の倫理に関する取り組み

《A-3 の視点》

A-3-① 倫理関連規程の整備と運用

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 倫理関連規程の整備と運用

本学における研究を安全かつ適切に行うため、表 A-3-1 に示した規程類を整備し、必要な委員会組織を立ち上げ、いずれも適切に運用している。

表 A-3-1 倫理関連規程

規程	目的
尚綱学院大学人間対象研究・調査の倫理に関する規程	研究・調査の協力者の人権を守るため。
尚綱学院大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程	科学研究費などの公的研究費補助金を適切に管理するため。
尚綱学院大学における公的研究費補助金の不正防止に関する規程	研究活動及び研究費支出に関わる不正行為を防止するため。
尚綱学院大学遺伝子組換え実験安全規程	関連する実験が国の定めた安全基準を満たすようにするため。
尚綱学院大学化学薬品類管理規程	大学で教育・研究に化学薬品類を安全に用いるため。
尚綱学院大学動物実験等に関する規程	本学における動物実験を適正に実施するため。
尚綱学院大学動物実験倫理委員会内規	尚綱学院大学動物実験倫理委員会の組織及び運営について定めるため。

(3) A-3の改善・向上方策（将来計画）

対外的に公表が求められているもの（たとえば、動物実験関連の体制や規程）については、ホームページなどを用いて公表する。動物実験など、外部機関(第三者)による評価・検証が求められるものについては、適時実行する。

A-4 研究活動の公表、社会や教育活動への還元

《A-4の視点》

A-4-① 研究活動についての公表と社会や教育活動への還元

(1) A-4の自己判定

基準項目A-4を満たしている。

(2) A-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-4-① 研究活動についての公表と社会や教育活動への還元

本学の教員の研究分野及び研究業績は、「研究開発支援総合ディレクトリ (ReaD)」に登録し公開しているほか、本学ホームページにおける教員紹介においても公表している。

『尚綱学院大学紀要』の発行は紀要編集委員会が担当し、査読を行い、年2回発行している。平成24(2012)年、平成25(2013)年度の発行状況と掲載件数を表A-4-1に示す。紀要は電子データを「国立情報学研究所学術情報ナビゲータ (CiNii)」に登録しているほか、学内向けには全教員に配布し、図書館においては一般向けに公開している。

表 A-4-1 紀要の発行状況

号	発行日	論文	研究ノート	資料
第63号 特集「大学の社会貢献」	2012. 7. 20	7	1	0
第64号 創立120周年記念号Ⅰ	2012. 12. 20	7	5	1
第65号 創立120周年記念号Ⅱ	2013. 7. 24	6	0	0
第66号	2013. 12. 20	7	3	0

研究活動の社会への還元については、エクステンションセンターが地域貢献の観点から公開講座を行うほか、自治体からの受託研究の窓口ともなっている。

平成22(2010)年度に設立した「子ども発達支援センター」では、本学の教育研究の実績を背景に、子どもに関する相談窓口を地域住民に対し設けている。

総合科学研究所では、当初の研究期間の最後にあたる平成26(2014)年3月に、研究所の公開報告会と公開シンポジウムを地域に公開する形で開催した。

そのほか、各教員はそれぞれの研究分野に応じ、自治体の各種委員を兼職するなどの形で、研究活動の社会への還元を行っている。このような教員の活動は、本学の教員の重要

な活動の一分野と位置づけており、兼職については教授会での審議事項として扱い、「教員自己点検・自己評価申告書」においても点検項目の一つと位置づけられている。

(3) A-4の改善・向上方策（将来計画）

学内の研究資源と地域の課題とを結びつけるリエゾン機能、研究活動などの成果を発信（出版も含む）する機能を組織的に担える体制の検討を進める。

【基準Aの自己評価】

教育研究のための環境整備と研究活動の支援と活性化体制については概ね整備されていると評価する。実際の研究活動については、科研費の申請率の向上、紀要の投稿や外部への公表、あるいは研究活動の本学の教育や地域への還元、成果の発信という点で、さらなる活性化へ向けて改善の余地はある。

研究活動に関する倫理規程およびその運用については、適切に整備され運用されていると評価できる。

以上の点から、本学は基準A「研究活動」を満たしていると評価する。

基準B. 地域貢献・国際交流

B-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力

《B-1の視点》

B-1-① 大学施設の開放、公開講座、リカレント教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力

(1) B-1の自己判定

基準項目B-1を満たしている。

(2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 大学施設の開放、公開講座、リカレント教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力

名取市における高等教育機関として、本学には地域貢献に関する市民や行政からの大きな期待が継続的に寄せられている。本学はこれに応えるべく、エクステンションセンターを中核として、物的・人的資源を地元の自治体や周辺地域に提供している。

平成21(2009)年にはエクステンションセンターのもとに、名取市増田地区に「生涯学習センター」を開設し、地域貢献・社会貢献の拠点形成に取り組んでいる。また、ゆりが丘キャンパスの教室・体育施設においても生涯学習講座を開講している。体育施設に関しては、近隣の中学校のバレーボール部、軟式テニス部に対して体育館・テニスコートを定期的な活動の場として開放し、本学バレーボール部との合同練習や強化指導なども行われている。大学図書館についても名取市との協定により、市民が利用できるようになっている。

東日本大震災以降、被災地にある高等教育機関として、復興に資する地域貢献活動が求められており、まず学生、教職員、市民による災害ボランティア活動、ボランティア養成、これらに関連する講座を開講した。ボランティア活動については、名取市との協議に基づき、2カ所の仮設住宅において移動生涯学習センターというコンセプトのもと、心身の健康維持に関する講座、催し物・行事の開催、他大学やNPOとの連携に基づく各種活動を行っている。平成25(2013)年3月には、スポーツを通じた住民の交流や健康維持促進を図ることを目的に、尚絅学院大学総合型地域スポーツクラブ絆・KIZUNAを大学内に設置した。

エクステンションセンターの活動の概要は表B-1-1のとおりである。

表B-1-1 エクステンションセンターの活動概要

区分	概要	内訳
オープンカレッジ講座	趣味・教養に関する講座	語学講座、文化・教養講座、健康・スポーツ講座、その他
市民大学講座	地方自治体との連携に基づく共催事業	市民のニーズや社会の状況を反映した講座等の開講
リカレント講座	資格取得者（例：保育士・幼稚園教諭）の再教育	幼稚園教諭・保育士再教育のためのリカレント講座
みやぎ県民大学「学校等開放講座」	地方自治体との提携・協定に基づく講座や講演会	市民のニーズや社会の状況を反映した講座等の開講

尚綱学院大学総合型地域スポーツクラブ	運動・スポーツを通じた地域住民による参加型教室・サークル活動	9 種目 13 教室・愛好会・サークルを実施
ボランティア活動支援	学生サポートスタッフ・人材バンク登録制度の導入 震災直後から名取市を中心としたボランティア活動及び関連講座や行事	仙台市及び名取市教育委員会と提携した児童・生徒の学習等の支援活動 名取市災害ボランティアセンターのスタッフや仮設住宅集会所での寄り添いや健康維持・促進講座（軽い体操など）、映画上映、農作物栽培など

a) オープンカレッジ講座

語学関連講座としては英会話以外にハンゲル講座、イタリア語講座、文化教養講座として書に親しむ講座、俳句講座、アロマ講座、音楽講座（アコーディオン、オカリナ、合唱）などの講座やサークル活動を展開している。これらの講座の多くは「生涯学習センター」で実施しているが、語学講座などの一部は本学キャンパスの一般講義室などで実施している。表 B-1-2 にオープンカレッジ講座の実績を示す。

表 B-1-2 オープンカレッジ講座実績

	2012 年度	2013 年度
開講講座数合計（件）	45	35
受講者延べ人数（人）	5,700	4,648

b) 市民大学講座

名取市という地域・郷土をモチーフにした各種講座、高齢化社会をイメージ・対象にした講座、次世代の教育をテーマにした講座などを開講している。各講座終了時には必ずアンケート調査を行い、その結果のフィードバックを行っている。すなわち受講生の希望を可能な限り取り入れ、評価の高い講座の継続、要望の高いテーマの講座の新設などを心がけている。また講師全員にアンケート結果を伝え、次回の講座に役立てている。表 B-1-3 に市民大学講座の実績を示す。

表 B-1-3 市民大学講座実績

	2012 年度	2013 年度
開講講座数（件）	19	16
受講者延べ人数（人）	3,831	4,021

c) リカレント講座

子ども学科の前身である女子短期大学部保育科時代の卒業生を中心とした保育現場からの強い要望に応え、平成 17(2005)年度から現在まで開講している。受講者の層は幼稚園教諭や保育士ばかりでなく、本学学生や一般市民などに広がりを見せている。今後は学都仙台コンソーシアム事業の一環として位置づけていく予定である。表 B-1-4 にリカレント講座の実績を示す。

表 B-1-4 リカレント講座実績

	2012 年度	2013 年度
開講講座数 (件)	4	4
受講者延べ人数 (人)	76	79

d) みやぎ県民大学「学校等開放講座」

平成 16(2004)年度の宮城県教育委員会との連携協力締結に基づき、現在に至るまで一般市民を対象に実施している。本学教員（一部学外の専門家を含む）の専門性を活かす講座を工夫している。表 B-1-5 にみやぎ県民大学「学校等開放講座」の実績を示す。

表 B-1-5 みやぎ県民大学「学校等開放講座」の実績

年度	テーマ	延べ参加人数(人)
2012 年度	震災後の名取の農・食物のある暮らしを考える	75
2013 年度	～植物形態学あれこれ～	76

e) 尚絅学院大学総合型地域スポーツクラブ絆・KIZUNA

平成 25(2013)年 3 月に、スポーツを通じた住民の交流や健康維持促進を図ることを目的に、宮城県体育協会、名取市教育委員会、名取市体育協会の支援により、尚絅学院大学総合型地域スポーツクラブ絆・KIZUNA を大学内に設置した。設立初年度から目標を上回る多くの市民が参加し、スポーツをとおした交流や健康の維持増進に汗を流している。

表 B-1-6 スポーツクラブ絆・KIZUNA の講座実績

	2012 年度	2013 年度
開講講座数 (件)	プレススポーツ教室	26 教室、1 大会
受講者延べ人数 (人)	330	782

各事業の企画・運営・実施については明確なコンセプトを定め、地域住民や卒業生に学びの場を提供している。全事業でアンケート調査を行い、参加者の満足度、講義内容の理解度、講義方法の妥当性などの掌握に努め、新事業企画の要望も汲み取っている。

アンケート調査によれば、「オープンカレッジ講座」、「市民大学講座」、「リカレント講座」、「みやぎ県民大学『学校等開放講座』」、「スポーツクラブ」のいずれの事業も好評である。

f) ボランティア活動

地域の教育上の諸課題に的確に対応するため、平成 19(2007)年度に仙台市教育委員会との間で、平成 20(2008)年度には名取市教育委員会、名取市健康福祉部との間で連携協力に関する覚書を締結した。これは、保育所・幼稚園・小・中学校の教育現場にボランティア学生を派遣する目的の連携協定である。それぞれの「学生サポートスタッフ・人材バンク」

への学生の登録者を随時募集し、平成 24(2012)年度は 55 人、平成 25(2013)年度は 83 人の学生が登録している。学生ボランティア活動学習会は随時行っている。

また、東日本大震災直後から、本学は、学生・教職員をはじめ同窓生・一般市民とも連携しつつ名取市を中心にボランティア活動を行った。具体的には、名取市が設置した災害ボランティアセンターのスタッフとして、センターの閉鎖まで支援活動を行った。これと並行して、避難所での支援活動としてコンサートや寄り添いの活動をも行った。平成 23(2011)年 8 月からは仮設住宅での活動を行い、現在は名取市愛島東部団地・植松入生団地、仙台市あすと長町仮設団地・八本松市民センターで定期的に活動を展開している。活動は全国の大学やコンソーシアムとも連携し現在まで継続的に続いている。この一連の活動は強力な被災者支援と参加学生の成長に大きな役割を果たしている。

平成 24(2012)年には学内にボランティアステーションを開設した。災害ボランティア及び名取市・仙台市の教育支援ボランティア活動を希望する学生がスタッフ登録を行い、活動の情報を入手し、活動によって得られた知見を学び合う拠点として、ボランティアステーションは活況を呈している。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学内のボランティアステーションを拠点に、被災者支援として新しいコミュニティづくりの支援活動を継続していく。具体的には、仮設住宅団地内の集会所での講座などの開設を通して活動を続け、震災からの復興に関連したボランティア活動や人材育成についても継続的に実施していく。

他方、従来からの生涯学習活動に関しても、新たな課題設定により、本学の学術的・文化的資源を存分に活用し、さらなる社会連携・社会貢献を目指す。

また、エクステンションセンターの学内での位置づけやあり方、再編成の可能性を検討していく。

B-2 教育研究上における企業や他大学との適切な関係

《B-2 の視点》

B-2-① 教育研究上における企業や他大学との適切な関係

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 教育研究上における企業や他大学との適切な関係

他大学との連携に関しては、本学は「学都仙台コンソーシアム」の会員校となっている。本学はその前身である「高等教育ネットワーク・仙台」の事業に以前から参加しており、公開講座や単位互換ネットワークへの単位互換科目の提供をしてきた。また、学都仙台コンソーシアム事業参加を想定して、平成 18(2006)年度以降、本学内で「幼稚園教諭・保育士のためのリカレント講座」を継続して開講している。

さらに、平成 23(2011)年度下半期から開始した学都仙台コンソーシアムの「復興大学」事業では、その 4 つの事業の一つである「災害ボランティアステーション」を東北学院大学とともに担当するなど、他大学との緊密な連携が実現している。

また、県外の大学との共同ボランティアも活発に行っており、これまでにないネットワークが形成されている。

(3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

学都仙台コンソーシアムの「復興大学」事業の継続により、さらに近隣大学との連携強化に努める。

B-3 大学と地域社会との協力関係

《B-3 の視点》

B-3-① 大学と地域社会との協力関係

(1) B-3 の自己判定

基準項目 B-3 を満たしている。

(2) B-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-3-① 大学と地域社会との協力関係

本学エクステンションセンターの活動は、教育委員会や近隣公民館の協力を得て地域住民に十分に広報がなされている。また、みやぎ県民大学「学校等開放講座」における「大学開放講座」は、県教育委員会を中心として名取市教育委員会の協賛を得、本学を含めた三者で企画・運営を行っている。さらに県教育委員会とは平成 17(2005)年度に「高大連携特別授業の公開に係る協定」を締結し、それ以来高校生にも理解可能な大学の授業を開放している。

平成 19(2007)年度から仙台市教育委員会と、平成 20(2008)年度からは名取市及び同教育委員会と「協力協定の覚書」を取り交わし、学生サポートスタッフ・人材バンク登録制度を設けている。これらに基づき、ボランティア講習を受けた本学学生が、地域の小学校や中学校での学習支援や行事支援に年間を通して参加している。そのほか名取市とは「文化・産業事業支援に関する協定」に基づき、多方面にわたる良好な協力関係を構築している。

さらに、東日本大震災以降は、自治体と協力して 2 つの仮設住宅団地に対する復興支援活動を行うなど、新たな協力関係が生まれている。

(3) B-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域自治体との役割分担を考慮に入れつつ、地域との良好な連携協力関係を今後も維持し、さらなる関係強化に努める。生涯学習センター及び総合型地域スポーツクラブ絆を中心に、各種講座・教室をより充実させると同時に、新しい地域貢献のかたちを創意工夫し、地域の住民に学習の機会とスポーツをとおした交流の場を提供していく予定である。

B-4 国際交流の適切性

《B-4の視点》

B-4-① 大学の特色を生かした国際交流

B-4-② 海外の大学との交流及び留学生の受け入れ

(1) B-4の自己判定

基準項目B-4を満たしている。

(2) B-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-4-① 大学の特色を生かした国際交流

本学の建学の精神を活かした国際交流事業の一つに、平成20(2008)年に立ち上げた「カンボジアプロジェクト」がある。このプロジェクトは、性的搾取から逃れ自立を目指す女性たちに縫製などの職業訓練を行う現地NGO団体「アフエシップ」の活動に協力する形で行われている。具体的には現地の縫製工場の「フェア・ファッション」で働く女性たちが安心して職業訓練を受けられるように、工場内保育所の開設と維持のため、現地の保育士の給料を支援する。そのため大学内においてクリスマス献金やチャリティーコンサートなどでの募金活動を行う。また、実際に現地を訪問して、様々な問題の背景や原因について学び、実際に見て理解を深め、子どもの権利を守り普及させるためにどんなことができるのかを考える「スタディツアー」に参加し、成果を学内で発表、ホームページにおいて学外にも発信する。募金活動については、平成24(2012)年、平成25(2013)年ともに目標額を達成した。

スタディツアーには、平成24(2012)年度は7人、平成25(2013)年度は5人の参加者があった。カンボジアにおけるNGOの働きや施設の子どもたちに実際に触れる経験は、大きな衝撃を学生たちの心に与えている。このような共生、隣人愛を考える国際交流は、本学の建学の精神に基づく教育理念を具現化していると言える。

平成25(2013)年には、大学FDSO集会の一環として、カンボジアプロジェクトに関するシンポジウムを実施し、教職員全員でこのプロジェクトについての理解を深めた。

B-4-② 海外の大学との交流及び留学生の受け入れ

本学は平成16(2004)年に、アメリカ合衆国ジャドソン大学と協定校締結を行い、平成22(2010)年12月に締結を更新して現在に至る。平成25(2013)年には、本学現代社会学科の教授が同大学を親善訪問し、今後の交流について話し合いを持った。

また平成24(2012)年5月に中国大連理工大学外国語学院との協定校締結を行い、翌年の3月には、大連理工大学全体との協定校締結を行った。平成25(2013)年には本学から2人の学生が大連理工大学に留学し、同大学からも2人の学生が本学に留学した。同年11月には大連理工大学から人の教授が本学を訪問し、特別講演会を実施するなど教職員・学生との交流を行った。

さらには、現代社会学科の学生が平成24(2012)年度に中国(6人参加)及び韓国(7人参加)に、また平成25(2013)年度には韓国(11人参加)に、夏休みを利用して約1週間

の研修旅行に参加した。同年12月には、大連理工大学からの留学生2人とバングラデシュからの留学生1人が、名取ロータリークラブのクリスマス家族会に招待され、名取市民と交流の機会を持った。

そして平成25(2013)年8月～9月には第1回海外インターンシップが実施され、23人の学生がオーストラリアのケアンズでの11日間の研修に参加した。

平成24(2012)年度、平成25(2013)年度の留学生の入学者数は表B-4-1のとおりであり、2年度合計で18名である。(内訳:バングラデシュ人1人、ベトナム人3人、中国人14人)。

表B-4-1 留学生の入学者数 (人)

学科	2012年度	2013年度
表現文化学科	1	0
人間心理学科	1	2
子ども学科	0	0
現代社会学科	2	6
生活環境学科	4	2
健康栄養学科	0	0
計	8	10

平成24(2012)年度よりチューター制度を設け、留学生が学生生活を円滑に送れるような支援を行っている。また平成25(2013)年度より、学生同士また学生と教職員が気兼ねなく集まれる場として、学生会館内に「カフェうめてりあ」という交流コーナーを設置した。留学生の歓送迎会などのイベントの実施により、留学生と日本人学生との交流も自然な形で深まっている。

(3) B-4の改善・向上方策(将来計画)

カンボジアプロジェクトのさらなる発展のために、アフェシップなどの現地スタッフを日本に招いての講演会及び交流会の実施、またプノンペン大学との国際交流(学生、教職員)の可能性について検討する。

大連理工大学との交流は順調に進んでいるが、米国のジャドソン大学留学にはTOEFL550点が必要とされるため、まだ留学生を派遣するには至っておらず、何らかの方策が必要である。ジャドソン大学と大連理工大学への留学説明会は、毎年6月や11月に実施している。以前交流のあったモンタナ大学への短期語学留学プログラムなどの検討を行うなど、国際交流の充実のための方策を今後も行っていく予定である。

【基準Bの自己評価】

名取市における高等教育機関として、本学には地域貢献に関する市民や行政からの大きな期待が継続的に寄せられている。本学はこれに応えるべく、エクステンションセンターを中核として全学的組織的に物的・人的資源を地元の自治体や周辺地域に提供しており、地域からの評価も高い。震災復興支援においても同様であり、大学の規模を考えれば十分な実績を積み重ねている。

海外の大学との交流、留学生の受け入れと学内における国際交流、本学の学生の海外の大学への留学も着実に行われている。そして本学の建学の精神に基づく教育理念の具現化のためにも、本学の国際交流事業は大きな役割を果たしている。

よって本学は、基準B「地域貢献・国際交流」を満たしていると評価する。

平成 26(2014)年度自己点検評価報告書
[日本高等教育評価機構様式準拠]
(2012 年度～2013 年度)

編 集 尚綱学院大学自己点検・評価専門委員会
発行者 尚綱学院大学
発行日 2015 年 3 月

〒981-1295

宮城県名取市ゆりが丘 4 丁目 10 番 1 号

TEL : 022-381-3300

FAX : 022-381-3325